

令和5年 第3回沼田町議会定例会 会議録

令和 5年 9月13日(水)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君	会計管理者	黒 田	美 和 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 中 山 裕 樹 君

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第1号	令和4年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第53号	深川市ほか4町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
議案第54号	北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
議案第55号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
議案第56号	除雪ドーザ草刈装置購入事業に係る物品の購入契約について
議案第57号	令和5年度沼田町一般会計補正予算について
議案第58号	令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第59号	令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
	て
議案第60号	令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第16号	教育委員会委員の任命について
同意第17号	公平委員会委員の選任について
陳情第3号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について
請願第1号	国立病院の機能強化を求める意見書提出を求める請願について
意見案第3号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(案)について
	て
意見案第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について

( 開 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）只今から令和5年第3回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

( 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 )

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、篠原議員、3番、鵜野議員を指名いたします。

---

( 会 期 の 決 定 )

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

---

( 議 会 運 営 委 員 会 報 告 鵜 野 委 員 長 登 壇 )

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和5年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議の結果を申し上げます。去る9月6日午後3時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告9件、一般行政報告並びに教育行政報告、決算認定2件、規約の改正3件、物品購入契約1件、令和5年度会計補正予算4件、人事案件2件であります。また、一般質問は、7人8件の通告があり、うち、町長に対して8件、教育長に対して1件、農業委員会会長に対して2件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました請願1件、陳情2件を上程するものとして意見の一致を見たところであります。以上、付議案件全般について審議しました結果、本定例会は、本日13日から14日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から14日までの2日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの2日間に決定しました。

---

### （ 諸 般 報 告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書、更に健全化判断比率報告書と資金不足比率報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

---

### （ 令和3年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、認定第1号、令和4年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は、決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）認定第1号、令和4年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。以上です。

○議長（小峯聡議長）次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。中村代表監査委員。

### （ 中村保夫代表監査委員 登壇 ）

○代表監査委員（中村保夫代表監査委員）おはようございます。令和4年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、令和4年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員8名による決算特別委員会を設置し、これを付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思えます。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

### （ 令和4年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、認定第2号、令和4年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）認定第2号、令和4年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。中村代表監査委員。

**（中村保夫代表監査委員 登壇）**

○代表監査委員（中村保夫代表監査委員）令和4年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、令和4年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く議員8名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）**

○議長（小峯聡議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。始めに町長。

**（横山町長 登壇）**

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第3回定例会を招集したところ全議員の参加を頂き、開催できますことに心から御礼を申し上げます。早速ですが一般行政報告を述べさせていただきます。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

**（三浦教育長 登壇）**

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。議員の皆様は11時00分から全員協議会を開きますので議員控室にお集まり下さい。

午前10時52分 休憩

---

午後 1時00分 再開

( 一 般 質 問 )

○議長（小峯聡議長）再開いたします。日程第7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号1番、畑地議員。水害の教訓を活かすにはについて質問してください。

○1番（畑地誉議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）私のほうから水害のことについて質問させていただきたいと思います。稲刈りも始まりまして、実りの秋ということで、無事収穫を終えることで出来秋を期待したわけなんですけれども、先月、一般行政報告にもありましたように、8月6日には雨竜川あるいは真布のほうで川が氾濫しまして、避難及び多くの農地が浸水被害ということになりました。私も加工トマトを少し作ってたんですけども、8月収穫していくうちに、水がついたんで病気になりまして、8月29日で最後の収穫ということで、残念な結果にはなりましたが、そういった被害がありましたということの御報告をまずさせていただきたいんですが。今回、雨竜川水系での水害に特にあるんですけれども、上流域と下流域での差が非常に顕著にあったような気がします。表現の仕方としては、雨がそれほどこの周辺で降っていないのに、河川が氾濫していたという特徴があります。5年前、2018年になりますけれども、7月3日にも水害がありました。土曜のような時間帯で、朝方ちょうど1時間ぐらいちょっとずれていたのかなという記憶がありますけれども、似たような経過でありましたけれども、そのときには、周辺も含む、要は沼田町も含んで、結構、夜中に豪雨があったということで、割と記憶が、まだ5年前ということで新しいわけなんですけれども。それでは、今回のちょっと経過を振り返らせていただきたいと思います。

【畑地議員 テレビモニターに資料を映す】

まず、資料の1というのを見ていただきたいんですが、これ、8月6日の道新の朝刊なんですけれども、「道北の大雨3日で1か月分」ということで、これは、ちょっと沼田からはかなり北のほうになりますけれども、いろいろ、るる書いてございます。特徴的には、留萌管内が非常に多かったということと、あと士別管内ですね、

避難勧告というんですか避難指示ですね、出していたということで、これは5日の時点の10時ぐらいですか、最終校訂が入るのが12時かはちょっと分からないんですけれども、道新のほうでまとめた被災状況ということで、ここの部分にも書いてあるんですが、8月の3日からの降り始めの総雨量がかなりあったよというのが道北地方の状況でありました。8月の平年の1か月の総雨量を超えた、例えば午後10時までの集計の段階で、幌加内の朱鞠内湖の周辺では108.5ミリということで、相当な量が降っていたということになります。ここの真ん中の部分ですね。それで、私も気象庁の観測データを基に調べました。今、便利なんですけれども、全部ネットで見れますんで、その日にどこでどれぐらい降ったかという集計をさせていただきまして、3日の午前10時から5日の午後10時ぴったり108.5ミリ、朱鞠内湖のアメダスでは観測されてたということで、私も計算をさせていただきました。そして、5日の深夜から、また、これが短期間なんですけれども132.5ミリ、これが降りまして、一晩というよりも数時間というような表現が正しいかと思えますけれども、トータル241ミリということになります。一方、そのとき沼田はどうだったのかということになりますが、5日の午後9時に1.5ミリ、本当にちょっとパラッときたぐらいで、夜中の零時ぐらいから本格的に降り始めて、早朝の5時にはもうすぐに小康状態になりました。トータルでは約12時間で88ミリぐらいの降雨量だということで、私のほうでは計算させていただきました。これは関係者からお聞きしたんですけれども、6日の早朝4時ぐらいに河川管理の方から雨竜川の水位がどんどん上昇して氾濫の可能性が高まったというような一報が入ったというふうにお聞きしております。そのときは多分休日ということもあって、町長をはじめ役場職員、また消防関係者の皆さん、大変御尽力を頂まして、私も地域住民の一人として大変心強く感じておりました。避難所では、横山町長自ら寄り添っていただきまして、避難所に指示解除になるまでは、午後7時半ぐらいだと記憶しておりますけれども、お付き合いを頂いて大変ありがたかったというふうに思っております。また、避難者には高齢者もおりまして、身体の不自由な方、また、そういった方への配慮、それから、保健福祉課からはバイタルデータというんですか、血圧だとかそういう測定、健康状態のチェックなど、何か、ちょっと私、過去には避難所でそういう光景あんまり見たことなかったんですけれども、非常に配慮いただいて感謝しているところでございます。

【畑地議員 テレビモニターに資料を映す】

そこで、資料の2をちょっと見ていただきたいんですが、これは、国土交通省の河川水位データから多度志の観測所と、雨竜川水系に4か所ぐらいあるんですけれども、多度志の観測所と幌加内、添牛内の観測所の時間を、時間ごとに水位をどれぐらい推移してるのかというのをグラフにしたものです。これは、私がまとめさせていた

だきました。下から1、2、3、4というのは横の時間軸ですね。縦が、北のほうですんで、水位については海面からというか、そこから測りますんで、幌加内のほうに行きますと200メートル超えるんですけども、水位はそのまま、高さは違いますけれども、その水位の変化という意味では、同じような高さだというふうに思っていたきたいと思います。ピーク時、大体11時過ぎて12時頃、添牛内というここから70キロぐらい離れた場所なんですけれども、そこがピークを迎えました。13時、12時ちょっとぐらいですかね、違いますね、2時近くですね、この多度志の観測所ではピークを迎えていることになります。多度志の観測所といっても、沼田町の私の共成のすぐそばなんで、共成のほうに水位計がございます。これぐらい、2時間ぐらいのずれというのがどうしても生じますんで、避難にはある程度時間の余裕というのは多少あるんですけども、朝、本当早朝から対策本部を立ち上げて、指示を出してということで慌ただしかったかと思えますけれども、その辺の時系列のことを若干、補足を後でしていただければというふうに思っております。それから、資料3をつけております。これも先ほどの河川の国交省のデータから私がグラフで取らせていただいたものなんですけども、過去のランキングを見ますと、1から、ここ19まで載せてございますけれども、一番目の63水害は、沼田町も全体的に非常に、何十年どころか、100年に一度とかそういう話もありますけれども、相当な被害があった年だということで、皆さん記憶があるかと思えます。その下をずっと見ていただきますと、58メートルを超えるというのは昭和58年ぐらいが見えるぐらい。58メートルというのは何でかということ、避難を指示したりするのが大体57.5とかそれ以上になると、何か氾濫が起きていますよということの状態になるので、58メートルを超えると非常に被害が大きくなるなというような、私の経験則からちょっと勝手に切らせていただきますけども。昭和58年が見えるぐらいで、いかに平成からのほうが水位上昇が顕著に高いかが見て取れます。5番目にあります平成30年、ここはピーク時が、それこそ5年前なんですけども、58.54も記録しました。今回8月6日のケースにおいては、ピーク時14センチ低い58.4でありまして、ここの空白、6番目に多かったというようなことになります。5年前と比べて僅か14センチではありますけれども、農道だとかあぜの補修を私もした記憶がございまして、14センチとはいえ非常に被害の差もありました。具体的には、農地に流入したごみだとか流木だとかの量も違いますし、場所にもよりますが、次の日の片づける量に大きな差があったということでございます。このように、降雨の特徴として、朱鞠内湖周辺に、非常にトータル241ミリもの雨量があったんですけども、沼田町周辺ではトータル100に達しておらず、先ほど88と言いましたけれども、上の上流と下流との差というんですか、その辺がどうだったのかなというような思いが致しております。そこで



町長にお聞きしたいと思うんですけども、今回の特徴を踏まえた上で、本部の立ち上げから指示、それぞれいろいろ時系列があったと思うんですけども、そのタイミングについてまず教えていただきたいのと、また、これは、この後の話にもつながるんですけども、前日までに本当に準備できることなかったのかなとか、あと、関係者との連絡調整ですね、河川事務所が多いかと思うんですけども、今回、事前放流に関する情報とかどういう形であったのかということをお聞きしたいと思います。また、農業委員会会長には、農地が持つ多面的機能の評価というのをお聞きしたいと思います。昨今、水田の利活用の制度変更で、今まで水田だったところを畑地化に促進するということで、今年からかなり解釈が変わってきたと。農地が持つ保水機能低下、あるいは、畑作物のほうが水害に対しては非常に被害が大きいと、生産性が低下することが予想されますので、そばなんか非常に上流で多く作られていますけれども、畑作物と河川沿いの農地というのは相性が大変よくないということもあります。北海道全体でも一時的な交付金がガッと出たことで、それを背景に希望する面積増えたんですけども、ふるいにかけているのが本音の状況かというふうに思います。河川沿線の農地の水田機能が失われていくことに懸念がないのか、沼田町における影響をどのように把握しているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは、私のほうから先に答弁させていただいて、後ほど、中村会長さんのほうから答弁を頂ければというふうに思います。まずは、今回の大雨で余儀なく避難された方、あるいは、農地の冠水等の被害に遭われた農業者の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第であります。さらには、当日、沼田消防団の第二分団の皆様方に巡回実施活動を頂いたことに改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。まず、事前準備に関しての質問ではありますが、沼田町地域防災計画にのっとりまして、警戒準備のための情報収集、あるいは、関係機関との連絡体制を総務財政課にて、当日6日の午前2時以降、情報入手体制に入っておりまして、また、総務防災担当につきましては、午前4時から庁舎にて警戒準備のための配備をさせていただいています。なお、通常でも夜間でも常時連絡が取れる、そういう体制を総務財政課の課長のほうに随時連絡が入る、そういう警戒体制については24時間体制で整っていることを併せて御報告をしたいというふうに思います。今回の雨竜川に関してであります、まずは、その警戒レベル2・3、水位、氾濫危険水位ですね、警戒レベル4、避難指示に到達することが予想されたことから、本町に洪水警報が発令される前に、5時10分に関係職員を招集いたしまして、5時40分には災害対策本部を設置し、共成・中島地区の5世帯14名の方

に対して、午前6時に避難指示を発令をした経緯がございます。本部立ち上げは計画に沿って迅速に設置され、避難所開設それから避難のタイミングにおいても問題はないというふうに考えております。それから、2点目の事前放流と関係機関との連絡調整についてであります。この件につきましては、改めて札幌開発建設部に確認をさせていただいて、建設部では、河川管理者それからダム管理者及び関係利水者と締結している石狩川水系下流治水協定に基づきまして、ダムの事前放流の実施条件となる基準降水量を超えることが予測された場合に、ダム管理者に対して連絡を行うことになっておりまして、鷹泊ダムにおいては、ガイドラインに基づきまして、河川管理者から事前放流の要請があったが、予測降水量を下回る予測に変化したため、結果としては事前放流には至らなかったというふうに確認をしています。それ以降、ダム操作規則あるいは規定に基づきまして、ダムの水位を保つための放流が行われ、その間も随時本町にも連絡が入っているところでありまして、適切に連絡調整及び運用されていたものというふうに判断をしておりますので、御理解を頂ければというふうに思います。私のほうからは以上です。

○農業委員会長（中村宗寛農業委員会長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。中村農業委員会長。

○農業委員会長（中村宗寛農業委員会長）はい。7月の20日に農業委員に任命されまして、その後の総会において会長になりました中村と申します。よろしくお願ひします。早速回答ですけども、国は、令和3年に水田活用の直接支払交付金の対象水田の厳格化を行い、令和4年度からの5年間において、一度も水張りが行われない農地については、令和9年度以降交付対象水田にしないとの取扱いが示されており、水稻を基幹作物とする本町にとって、今回の改正は農業経営に大きな影響を及ぼすものであり、適正な農地価格の維持や耕作放棄地の発生についても懸念しております。また、国は従前の事業を拡充し高収益作物区分を新たに設けるとともに、交付単価の増額により畑地化に推進しており、本町においても町内農業者からの申請を取りまとめ、申請が行われたところですが、一部を除き、その申請の大部分が保留となっております。農地には、大気調節など自然環境、伝統文化や癒し、安らぎといった人への好影響など様々な機能効果を有しておりますが、中でも洪水・土砂災害防止機能は、営農そして住民生活に直接的な影響を及ぼすものであり、重要な機能だと認識しております。畑地議員の質問にありましたように、影響についてなんですけども、現在申請されているものは、もともとが転作になっている部分が非常に多くて、畑にしないともう田んぼに戻らないようなところが現状申請されているようであります。その関係で、今のままであれば、それほど大きな影響はないと思われませんが、ただ、今後の動きが分からないので、今後、畑地を全部畑にしたいという人が現れてきた場合には、またちょっと影響が変わるかもしれませんけど

も、今の現状ではそれほど大きな影響はないんじゃないかと思っております。本町では、多面的機能支払交付金事業により、水田の貯水機能を高める田んぼダムに令和4年度より取り組んでいただいております、非常時における排水路の水位上昇を抑えることにより、畑作物への出害の軽減にもつながるものと期待しております。いずれにいたしましても、日頃の農地及び関連施設の適切な管理が被害拡大防止には重要であり、農業委員会としては適正な農地流動化に努め、耕作放棄地の防止に努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

○1番（畑地誉議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地委員。

○1番（畑地誉議員）町長の最初の答弁にもありましたように、私も、今回、対策本部の立ち上げから指示まで非常に動きが早く、それもスムーズに混乱もなく避難も終わったということで、そこはすごく私もありがたく思っています。評価をさせていただきます。ところが、私の気持ちとしては、やはり2番目にありました事前放流に関して、基準があつて、その基準あるいは規定に基づいてダムの操作をしているんだというようなお話が多分あつたと思います。関係者もそれに基づいてやっている。私、近年、状況がどんどん変わってきているというのを、やはり、ここで申し上げたいんですけれども、100ミリとか120ミリというのが基準であるかと思えます。私、5年前にも事前放流についてガイドラインがありますんで、そのことについて河川整備計画と変更がないのかというような話で質問させていただいたことがちょうど3年前にありまして、そのときの議事録というんですか、それもちょっと見返してみたんですけれども、ルールが、やっぱりちょっとまだ曖昧のじゃないかなと。基準はあるんでしょうけれども、どうしても事前放流をするまでに至っていなかった状況が今回のケースではなかったのかなというふうに、私は感じているんですよ。

【畑地議員 テレビモニターに資料を映す】

ですから、先ほど、ちょっと資料3でも申し上げたところに関係あるんですけれども、例えば、資料3の平成26年の台風12号・11号、それと地滑り、ここ、ちょっと2段になっていますけれども、これ、多分理由があつて、年によっては報告書ってつけるんですよ。その報告書も私、見させていただきました。今回の水害がどのような形でどのような防ぎ方ができたのかなというような、そういった報告書があるんですよね。その中を見ると、例えば、今、雨竜川ダム再生事業というのが今年からある程度予算がついて採択がされた。簡単に言えば、朱鞠内のダムを上げて、事前放流に関するそういう治水部分の流量を増やす事業がやっと始まったということでお聞きしておりますけれども。平成26年の、もし、こういった整備が行われて再生がされると、畑の面積で1,000ヘクタールから400へ

クタールに浸水農地が減るとか、そういった報告の中で、実際にダムのかさ上げによってこれぐらい効果がありますよということをやっているんですよ、報告書の中で。私は、ちょっと治水の専門家ではないですけども、事業採択になって運用がきちっとされればいいんですけども、今回のケースのように、やっぱりぎりぎりまで溜めて、攻めの放流というのをしないと、なかなかこれはうまくいかないのじゃないのかなというふうに思っております。先ほどの3年前の事前放流のガイドラインという、その3年前に質問した資料の中にもあるんですけども、降雨量を予想してその分を減らすことにまで言及しているガイドラインなんですよ。そういう考え方が本当にないのかどうかというのが僕のお聞きしたいところでありまして、町長が答えるべきでないということであれば、やはり治水の協定がありますんで、その協定の中の委員会の中で、いや、今回のケースどうだったんだと、そのことについては、やはり事前放流の対象にするような方策が取れないのかというような思いがあるんですよ。もし、これ事前放流かなり攻めて放流していたとしたら、先ほど私のほうで資料に出しましたこのピーク時の、例えば58メートルを越す部分が、もしかしたら57メートルになっていたかもしれないし、50センチでも下がったかもしれないし、その見極めというのが事前放流には非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思っております。また、先ほど、農業委員長にも質問した部分にもあるんですけども、雨竜川流域のソバの作付面積の推移というのがあるんですよ。これで、最初平成5年に3,000ヘクタールを切るぐらいだったんですけども、流域全体を見ると、今、倍以上になっています。8,000ヘクタールを切るぐらいですね。平成27年の数字で倍以上ですので、今は令和なんで、ちょっと古い資料で申し訳ないんですけども、相当数、ソバの面積は増えてきているのかなと。先ほど言っていた添牛内、あちらのほうはソバの作付が非常に多いんですけども、いつも水がついて農業被害が結構多いと。今回もかなり倒れているということを知っております。事前放流については、やっぱり、これ、町の建設課が行くのか、ちょっとどっちが行くのか分からないんですけども、私、去年7月の6日に河川整備計画の公聴会に出させていただきまして、そこで口述人ということで話をさせていただいております。口述人は1人だったんですけども、そのときにも事前放流は効果的なんで、ぜひ川の治水については事前放流を積極的にやっていただきたいということはお話をさせていただいております。それは、国交省だとか開発の方もいっぱいいらっしゃった中なんんですけども、ぜひ、町長にもその辺、声を上げていただきたいというふうに思っております。結局、ダムをかさ上げしても、また満水量が増えたらあんまり、僕は意味がないのかなというふうに思っていますので、本当にこの再生事業については、ぜひ事前放流につながるような、そういった再生事業であってほしいというふうな思いがありますので、

その点、お聞きしたいというふうに思っております。先ほど言いました農業委員会会長に聞きましたけども、多面的機能というんですか、僕も水がついてから次の日になるまで、約半日なんですけれども、田んぼから水を引くのにやっぱり半日ぐらいかかるんですよ。それだけダム機能があるということなんで、本当にこれ、農地がどんどん畑地化されていって、川の流域が、特に会長のお膝元は川沿いの田んぼがいっぱいあると思うんですけども、そんなことも含めて、農業生産額を落とさないという意味でも、どうかここは、沿線については農地を守っていく意味でも、先ほどの答弁では水路がないとか、もともとそういった条件ではないというような話されていましたが、今後も、ぜひ、そういった農地の地目の利用変更をあまりかけない中で、ダム機能を生かしていただければと思うんですけども、その点についてももう一度、再度お伺いします。よろしくお願ひします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは、事前放流の攻めの放流について。まず、これも河川管理者というか開発のほうからも確認を取っておりますけどね。雨竜川、雨竜第一ダム、第二ダムについては、基準降水量を、その時点では、超える予測となっていたところではありますが、その時点で機に、流入量がその基準を達していたことから、事前放流というものは実施せず、規則にのっとってダムの水位を保つための放流がなされていたというふうに確認を取っているところでもあります。石狩川水系のその治水拠点について補足をさせてもらおうと、これは、令和元年に政府として既存ダムの洪水調整機能の強化を図り、水害の激甚化に対応する方針を掲げて省庁を横断して取り組むこととしてというものでありましてね。全国のダムのその総貯水量のうち洪水調整容量として約3割にとどまっていることから、治水容量の一部を事前放流する、そのことによって対応していこうということで始まったものがあります。今の攻めの放流、いわゆる先ほどルールが曖昧でないかというそんな話もありましたけども、これについては、規則・規定等々、内部の取扱いについては十二分調整された上で協定が結ばれておりますので、ルールが曖昧であるということとはあり得ないというふうに思っています。ただ、攻めの放流という観点で言うと、今後の大雨がいつどこで発生するか分からない、そんな状況を考えますと、そのことの意見を頂いたことを改めて国のほうにも提案をさせていただこうというふうに思います。

○農業委員会会長（中村宗寛農業委員会会長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。中村委員会会長。

○農業委員会会長（中村宗寛農業委員会会長）畑地化については、農業委員会のほうとしては、各個人の判断で申請をしていただくこととなりますので。ただ、農業委員

会の中では、あっせんが主な仕事内容になるので、畑地化することによって、多分、土地の価格が下がることにつながると思うんですよ。だから、そういう意味で、耕作者の方々にその辺ちゃんと認識を持っていただくことで、畑地化を防ぐじゃないですけど、減らす方向にいけるのではないかと考えています。

○1番（畑地誉議員）はい。よろしいですか。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地委員。

○1番（畑地誉議員）最後に、ちょっと1点だけ。やっぱり基準にのっとってやっていますよというのは、当然、それとおりにルールに従ってやっているというふうには答えると思うんですよ。僕は、基準を変えるべきじゃないのかなって思っているんですよ。というのは、昨日もですね、昨日たしか、ちょっと雷が鳴って非常に大雨というか局地的なゲリラ豪雨というのがあったんですけども、どうも最近、天候が異常な気候変動によって、極端に降る、あるいは、渇水で全然ダムに水がたまらない、もう両極端になってきているんですよね。ですから、余計、今言っている基準というのが、普通の気候だったらそれでいいのかもしれないんだけど、実はそぐわなくなってきたんじゃないかなと。だから、僕は基準を、例えば100ミリとか120ミリというその科学的な数値はあるかと思うんですよ。でも、僕はここ、ちょっと柔軟に対応できないのかなというふうには思っているんですよね。そこを流域委員会なりに諮っていただきたいという思いがあります。ちょっと、その辺について町長、お願いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。私どものほうから、頂いた意見については伝える、そういう思いでおりますので、その基準が変えられるかどうかについては、ここではどうこうは言えませんので、その点は御理解を頂ければと思います。以上です。

○1番（畑地誉議員）はい。終わります。

---

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号6番、伊藤議員。持続可能な有害鳥獣駆除対策について質問してください。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。6番、伊藤です。よろしくお願いたします。質問に入る前に、通告書を提出した際に、3番目の質問にございます、金額は1億円というふうに記載しておりましたけれども、1,000万円と私の間違いでありましたので、改めて訂正させていただきましておわび申し上げたいというふうに思っております。それでは、持続可能な有害鳥獣対策をとということで質問をさせていただ

きます。現在、沼田町では沼田町有害鳥獣対策委員会が中心となり、農業者自らが農地を守ることを基本として、捕獲駆除の推進を行っています。農業者や関係者の御努力の中、農業被害の拡大防止に成果を上げられている、そういったことについても感謝申し上げたいというふうに思っています。

【伊藤議員 テレビモニターに資料を映す】

まず、資料1を見ていただきたいと思います。こちらは、昨年の10月時点でまとめられた農水省が公表している北海道の北部地方（空知、上川、留萌、宗谷管内）のメスジカの捕獲数と個体数を表したグラフでございます。このグラフは平成12年から始まっておりますけれども、この頃からメスジカがだんだん増え続けて、生存数が近年増えてきているというデータでございます。この令和4年度のメスジカの捕獲数でございますけれども、約1.5万頭、ここに書かれております文章を読みますと、令和6年度以降において、年間約2.2万頭から3.4万頭、許可捕獲によるメスジカを約1.9から3.1万頭、今の令和4年の倍以上の数を捕獲しないとメスジカは数は減っていかないというような数字の読み取りができるのかなというふうに思っています。次の資料2を見ていただきたいと思います。資料2がありますが、2018年までのデータということで大変申し訳ありませんけれども、こちら、ここでは2000年となっておりますが、これは、平成12年、2000年が平成12年です、頃から、現在の狩猟免許所持数の数字になってございます。これは全国の数字でありますけれども、先ほどの資料1の資料で、平成12年頃から鹿が増えてきたよという話もさせていただきましたが、そこで、この狩猟免許所持数が相関関係があるとは一概には言えませんが、少なからずハンターの減少による影響もあるのではないかなと、私は考えてございます。また、最近では狩猟ブームもありまして、平成22年頃から、上の表はちょっと見づらいですが、平成22年頃から、20代から40代の狩猟免許所持数は増えているものの、60歳以上の比率は平成30年、ここでいう2018年でありますけれども、これが59%であります、60歳以上が。それと、このグラフにはないんですが、全国で約21万人の狩猟免許所持数に対し、都道府県に狩猟登録をする人は13.8万人、全体狩猟免許保持者の約66%であります。平成12年には、この都道府県に登録する人数は85%であったことを鑑みますと、免許の所持数が今現在、このグラフで横ばいであっても、実際に狩猟に携わる方はこれよりも少ないということが想定されるというふうに推察をしております。全国的に猟友会員の高齢化に伴うハンターの減少が有害鳥獣の増える一つであるとも問題視されておりますけれども、沼田のホームページでは、猟友会の会員数が8名というような紹介もされておりますけれども、沼田も高齢化も進んでいると、同様ではないかなというふうに思っています。自然界とうまく共生しながら、一方で、農業被害や鹿などの車での衝突事

故、それから、もちろんでありますけれども、熊などの人的被害を出さないように対策することは、これはもう、まずもって重要なことだなというふうに思っています。そのためには、将来に向けて安定的に担い手を育成確保して、鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うことが求められているというふうに考えますので、次の3つの質問をさせていただきたいと思えます。令和3年の第2回定例会で協力隊の将来を見据えた支援ということで私が質問させていただきましたが、鳥獣対策の協力隊の状況というのはあまり変わっていないのではないかと、当時と変わっていないのではないかなというふうに思っています。現在の有害鳥獣対策支援員、駆除員の協力隊も期限の3年を迎えようとしているというふうに聞いてございます。協力隊員が3年間で得た技術と経験、それから、農家の方々など地域の住民との信頼関係を継続して発揮してもらうことがとても重要だというふうに考えています。担い手の育成のためにも、卒隊後も活躍できる場としての組織、受入体制が不足していないか、まず1点目は、これをお伺いしたいと思えます。2つ目ではありますが、外部法人の設立もしくは民間業者への委託等により、町職員の負担軽減、土日であっても鹿や熊が捕れば、農業推進課の方々が恐らく行って対応しているのではないかなというふうに思っています。民間が行うことによって、近隣の町村でそういった鳥獣対策をしてほしいといった場合に、行政ではできませんけれども、法人であれば、近隣町村を含めた広域的な活動ができるだろうと。そういった意味で、効率的な運営と体制の強化につながるということを考えることはできないか伺います。将来的には、要件がありますんで何とも言えませんが、環境省が推進する認定鳥獣捕獲等事業者制度、これは、法人格が必要でありますけれども、これ、3年間の実績が必要です、法人として、を活用し、全ての被害をなくすことは難しいとは思いますが、その法人、知事認定を受けることにより、信頼性をより高めて人材を確保・育成できる新たな組織や対策の展開が必要ではないかということで、法人について等々の、または、外部委託等の考えなんかも併せて伺いたいと思えます。3つ目ではありますが、その法人運営をするに当たり、採算性が重要課題であります。そこで食べていかなければいけないということもございまして、重要課題でありますけれども、農業被害額は毎年1,000万円前後で推移しているということや、鹿などとの交通事故などによる損害、最近では、また最近、熊獲れたようでもありますけれども、熊の捕獲数も増えてきているといったことで、観光などへの影響も懸念されるということから、事業のそういった委託、それから、農業予算の見直しなどにより、農業や町内外の方々の安全安心へ向けた支援が町としてできないか、必要ではないかということで3つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○町長（横山茂町長）はい。



○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは、お答えをしたいというふうに思いますが。まず、本町では、有害鳥獣対策委員会、それから猟友会、地域農業者、そして更新地区の電牧柵管理組合、さらには、有害鳥獣駆除員、地域おこし協力隊などによりまして、有害鳥獣対策に御尽力を頂いておりますことに改めて御礼を申し上げますとともに、農業被害の低減と町民の皆様の安心安全に向けて努めているところでありますので、改めて御理解を頂ければというふうに思っています。昨年度の駆除実績でありますけど、エゾシカ73頭、それからアライグマ120頭、ヒグマ6頭ということで、先ほどの一般行政報告の中で6頭というふうに申し上げましたけど、つい先日捕獲されまして、7頭目が捕獲をされたという、そんな状況であります。ただ、各害獣については、近年は横ばい傾向にあるのかなという、そんな状況です。御質問のとおり、有害鳥獣対策における担い手確保については、重要な課題の一つでありますので、その点を十二分、今後においても対策を講じていかなければいけないというふうに思っているところであります。まず1つ目の御質問であります。担い手確保の必要性を早くから認識をした上で、他の地域に先駆けて、本町は平成29年から地域おこし協力隊の制度を活用した有害鳥獣駆除員の配置を行った上で、これまで2名が協力隊員の任期を満了し、終了しまして、現在1名が町内で活動を頂いております。その任期満了の2名のうち1名は、御存じのとおり、町の職員として、それから、もう一人につきましては、管内のNPO法人において活躍をされているということで、その方におかれましても、本町の有害鳥獣対策の講習会の講師を務められるなど、そういう活躍を頂いているところであります。組織整備までには現在至っておりませんが、現在、協力隊員として活動いただいている1名については、定期的に、将来について本人の希望を確認しながら、双方にとってよりよい体制となるような、そんな検討を並行して進めているところでありますという点を御理解いただければと思います。それから、2つ目の質問であります。本町、先ほど申したとおり、地域おこし協力隊員と、それから、町職員による有害鳥獣駆除の体制を整えて、常に有害鳥獣対策を行うNPO法人役員の方の指導による捕獲技術の向上、それから蓄積、猟友会及び捕獲従事者、そして、電牧柵組合など関係者との緊密な連携を行いながら、少なくとも近隣の地域から先進的な取組をされているというふうに見ていただいているところでもありますし、その点は我々も自負をしております。有害鳥獣駆除は、一地域、一自治体だけの取組では、その効果はやはり限定的でありますので、より実効性のある効果を得るためには、広域的に連携した取組が重要というふうに認識をしております。本町では、近隣自治体からの要請も受けて、現地での捕獲わなの設置場所の選定、あるいは、技術的な助言・協力にも取り組んでおりまして、将来的には、相互協力による負担軽減にも

期待はしているところであります。本町の有害鳥獣駆除は登録の重複がありますが、猟友会会員8名と、それから、わな猟免許所持者31名、また、農業者自らによるアライグマ捕獲に取り組んでいただいておりますが、特にヒグマ駆除においては、農作業を中断して、駆除従事など、猟友会会員皆さんに多大な御苦勞を頂いて実施しているのが実情でありますので、会員の高齡化など体制の継続について危懼をしているところであります。その上で、議員から将来へ向けての御提案を頂きました認定鳥獣捕獲等事業者制度については、近年、鹿あるいはイノシシなどの鳥獣の生息が急速に拡大し、生態系、農林水産業、生活環境への影響が深刻化している状況を踏まえて、国のほうで平成26年に制度化したものでありまして、その認定事業者は、都道府県または国が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を受託をできる者と。科学的な計画に基づく捕獲等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待されているものですが、認定を受けるためには、先ほどもあるように、過去3年における法人としての適切な捕獲実績、それから、事業管理責任者の当該法人との雇用関係、さらには、鹿などの銃での猟において、10人以上の捕獲従事者の要件などがあり、まずは、担い手の確保が急務であるというふうに認識をしているところでありますので、この支援制度を含めて十分に検討はしていきたいというふうに思います。それから、3点目の質問であります。近年の農作物への被害、質問にあるように1,000万円程度で推移をしているところであります。しかし、肥料や燃料の高騰によります、その影響はさらに重みを増していますので、ヒグマの出没において町民の安全・安心が脅かされるとともに、キャンプ場やゴルフ場など、町内の観光資源の利用制限などにも影響は非常に大きいものというふうに認識をしているところであります。実際に事案が発生したときには、法人での人員確保を含め、速やかに対応し、有害鳥獣駆除を実施できる事業者を育成できるかという課題がありますが、今後の本町における有害鳥獣駆除体制の継続に向けて、法人の設立あるいは経済的自立に向けた支援策について、有害鳥獣対策委員会あるいは猟友会の方々、あるいは町内の関係団体と近隣などもひっくるめて、協議を含め検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。ありがとうございます。いろいろ、町のほうでも近隣でも活動していただいているというようなお話でございましたけども、近隣から先進的に沼田町はやっているんだというような自負をされているというお話でありましたけれども、まさに、その先進的な活動を、例えば北空知圏なら北空知圏の中で、もっと発揮できるような組織体制にしてしまうというのも一つの方法ではないか。例えば、隣町のほうで熊が出たと。箱わなはそちらの町のほうで準備していただい

て、管理はこちら側で委託を受けるというような方法もできるように思います。今すぐ法人云々という話にはならないかと思えますし、現在のやられている活動に対して不満があるわけではありません。将来的に、担い手をどう確保していくかということが一番の問題だと私は思っていますし、町長の認識も私は同様だというふうに思っています。ただ、今の協力隊員が、1人目の隊員は町の職員となって、2人目は岩見沢のNPO法人に行かれました。今のおられる方がどういう形になるかは分かりませんが、先ほども話ししましたが、せつかく地域とのつながり、それから、沼田で培った技術と経験を、町の中でいかに、その後も発揮していただきたい。そういう受け入れる環境が、私は一番重要だというふうに思っていますので、今、本人からいろいろ聞き取りをしながら方向性を決めていくというようなお話をされていましたが、次の協力隊員がどういうふうに募集するかは分かりませんが、募集するかしないかも分かりませんが、募集するんだとしても、その協力隊員が、もしそういう受皿があるんだとすれば、沼田町で協力隊員が終わっても、自分は鳥獣対策やらそういったことで自分の生活を守っていく、沼田に住んでいくんだというような安心感を与えるような組織体制、受皿をつくっていくのが肝要だというふうに思いますけれども、そのあたりをもう一度伺います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。北空知をリードする、そんな取組を目指してはどうかという話であります。それをするにもしないにも、やはり担い手というか、人材の育成が図られない限りは、組織運営はなかなか難しい部分もありますのでね。人材育成には、そんな簡単には育てられない。当然、様々な経験を有した中で、人材の育成につながるわけでありましてね。その組織化が即できるかどうかは、ちょっとここでは明言は避けませんが、ただ、将来的に安心して対応できる、ここに来ることによって鳥獣駆除の先進的な取組を図れる町だというそんな環境も、やはり人を呼び込める一つの手法であろうというふうに思いますので、今まで培ってきた、これまでの経験を次に生かせるように努力してまいりたいというふうに思います。

○6番（伊藤淳議員）終わります。

---

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号9番、上野議員。沼田町の商店街の今後について質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。この沼田町の商店街について、今後本当

に心配される商店街について質問させていただきたいと思います。今年の9月の2日、沼田町で最後まで残っていた呉服店が閉店しました。一部、ちょっと店を一部開いていた、在庫処分的にやっていたんですけど、本当に沼田町、本当に本通り3丁目、ここに呉服店が3店舗あった。この呉服店がその本通り3丁目、3店舗あった、この町民は、町に行くとき必ず洋服、その他下着、いろんな靴下、ワイシャツ、いろんなものが選べて買えた町だったのが、今、呉服店が閉店してしまいました。この沼田町、住んでよい沼田町、特に高齢化率が高くなっている沼田町、このお年寄りたち、和風園、旭寿園の人方もそうですけど、本当に身近に自分の洋服、下着、その他のものを安心していつでも買いに行ける。こういう沼田町らしい店、これをなくなってしまったということ、これは、どうしたら町長、この町民の高齢者、高齢者だけではないんですけど、小さい子供もいるんですけどね、不安の声、これは、やっぱり町長も聞いておるとは思いますけど、本当、沼田町で買物できなくなるような町にはしてほしくないと思いますので、ぜひ今後、閉店をする店が増えるような気もしております。本当に沼田町の本通り3丁目だけでなく、あらゆるところのお店、旭町にしても、本当に本通り4丁目にしても、今後、後継者がいなくて閉店するようなことがあってはならないと思いますけど、今後、町長はどのように対策を進めていくのか、町長の政策をまずお聞きしたい。それが1つ目の商店街の現状と、これ、今質問したように、町長はどのように考えている、本当に横山町長として、沼田の商店、これ、イコール町民が安心して過ごせる町というか、これを町長って、どう本当に政策を考えているのか。それと、令和元年度から令和4年度までの4年間の商業振興に関わる予算総額とその執行率、これ、商工会の運営は除くんですけどね、結構、町からお金は商工会に流れているんですけど、でも閉店するようなことがあったら困るので、その辺のお金の流れもちょっとお聞かせ、まず、この2つについて町長の考えをお聞かせください。

○町長（横山茂町長）3番目は。

○9番（上野敏夫議員）この後、町長の答えによって考える。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。このたびの店舗が閉店することによっては、私も当然ながら危機感を持っておりますし、ここまでにいろいろな店舗が廃業されたことも含めて、これからのそういう、改めて危機感を持った上でいろいろと対策を講じていかなければいけないのかなというふうに、私は思っているところであります。現状としては、やはり各個店の高齢化あるいは事業継承問題というか、もしかしたら、事業継承という手法を取って次につながったという事例も中にはあったのかもしれない。そんなことも含めて、町としては、とにかく事業者がたくさん営業はしてい

ただけることが一番理想の形でありますしね。商店の活性化を含めて考えたときには、とにかく人を呼び込むこと、そこを非常に重要視して取り組んでいるつもりであります。そういう意味を込めて、今回補正予算にも計上しておりますけども、クラフトビールといった新たな素材というものも大きな期待を持っているところであります。とにかく町のいろんな魅力を発信して来訪者を呼び込む、そのことを商工会とも連携しながら、さらに加速をしていきたいというふうに思っております。2つ目の質問でありますけど、商業振興に係る予算総額と執行率ということで、商工振興に係る予算は、商工会とも十分に協議をした中で年々予算措置をしているもので、商工業活性化サポート事業ですとか、あるいは、中小企業等特別融資資金については、どちらかという、利用を希望する事業者に対して支援する事業ですので、予算に対する執行率というのはちょっとどうかなという、考え方がなじまないのかなというふうにも思いますが、令和元年から4年までの商工振興予算の合計総額については、予算ベースで約4億1,000万円でありました。ただ、利用者が多くて当初予算で足りなくなった場合、その都度増額補正での対応をしております。そういった面では希望に応じた予算を確保しておりますし、執行率も非常に高いんじゃないかなというふうに思っております。私のほうからは以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）本当に商工会に対する4億円というその数字をお聞かせいただきました。恐らく、執行率は今、町長がお答えいただけなかったんですけど、昨年度あたり、恐らく聞いた話ですけどね、400万円町に戻ったとか、そのことを聞いたときに補助金が使われていなかった理由だとか、使いやすい補助金だったのか、本当に一商店に合った補助金だったのか。これは、横山町長として、沼田の商店に何回か顔を出されたと思うんですけどね、本当に生の声を聞いていると思うんですけど、その辺の声だとか、そういうお金のね、生きたお金の使い方、これは、町長として、本当に皆さんの税金を、本当に町民が、商店があって洋服、下着買いに行ける。町長ってこの商店を守る、この商店を守る、例えばですよ、よその町から沼田にどこどこ商店の後継者として来てくれたら3年間運営費は出しますよというぐらいね。先ほど、町長も地ビールという話もちらっと出ましたけどね、地ビールに、場所は調査するぐらいなもので、まだ決まってないんですけどね。

【上野議員 テレビモニターに資料を映す】

本当に、本通り三丁目に町立の公設商店、これを建てて、今、この3番目の空き地、空き店舗、これは資料にもありますけど、この黄色いところはお店をやっているところなんです。それで、青いところが食堂だとかピザ屋さんだとか、こういう何か所が新店舗というか、町民が訪れる店があるんですけど、この中に、このバッテン

のところは本当に一般住宅になってしまったんですよね。こうなる前に何とか手を打てばよかったかなと思うんですけど、今さらですけどね。それと、今、呉服屋さん、向かいにはありますけどね、こういう閉店した店、こういう空き地、空き店舗、これを、町外の本当に若い人でもやる気のある人が、町長が認めた場合については、3年間なり5年間なりね、町民のために洋服店、洋品店を応援するようなね、地ビールに相当お金を使うのであれば、商店に使ったっていいんじゃないかなと思うんですけどね。その辺の町長の思い切った、どこかから引っ張ってきた場合には、町長として手厚い保証というか、運営をできるようなことを考えて、シャッター街にならないように。それに、補助金についても、先ほど言いましたけど、本当に使いやすいような補助金に考えてほしい。それと、さっき私が、よそから商店をやる人という、全国の、たまたまニュース見ていたら、商店街も中間管理機構という制度を使っている町がありました。こういう制度も沼田町で商店を買い取って、町でリフォームして、そして町で家賃をもらって貸すという、思い切った政策を考えたらどうか、その辺の町長の考えをお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは、前段で、関連するんで、先に3点目に御質問いただいていた案件にして。これについては、町のほうでも空き地、空き店舗を活用した場合の出店に対する補助制度というものは持っておりまして、奨励金を出すそういう支援策を設けているところでもあります。既に利用されている方もおられますし、利用されたんではなかろうかなというふうに思いますけど。参考までに、近年の新規参入あるいは新工場、それから新規開業などの状況について、令和元年度から、元年度には3事業所、2年度にも3事業所、それから、3年度で6事業所、4年度に2つの事業所の開設が実現されまして、この4年で14事業所が本町内において新たなビジネスの創出を開始したところでもありますし、引き続き、様々なアンテナを使いながら、いろんな方々にこの町で、いわゆる産業創出、ビジネスの創出に向けた取組を誘発できるように努力はしていきたいというふうに思います。今ほどあったように、使いやすい補助金だったのかという話、これについては、その都度、御意向等を聞きながら予算事業を執行してきたつもりでありますし、我々が思っただけの取組をしたわけでもなく、いろいろと聞いた上で御指導賜りながら取り組んできたつもりでありますので、使いやすいかと言われると、その点はちょっと何とも答えづらい部分もあるかもしれませんが、このように14事業所を利用していただいて、町に進出をしていただいた、あるいは、新たにリニューアルをされたという、そのことを考えれば、その効果は当然あったものと私は思っております。あと、中間管理機構等々、その点については、具体的には中身ちょっと調

整をさせてもらっているいろいろと検討したいというふうに思いますが、やはり冒頭の呉服店の御質問から考えますと、やはり不足業種というものを誘致できるような、そんなことも併せて考えていかなければいけないだろうというふうに思いますし、いわゆるチャレンジジョブ的な、そんな取組も視野に入れて検討していくべきかなというふうに思っています。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）私、今、中心に3丁目通り質問に特化していこうとしているんですけど、3丁目に夜高あんどんのつりあんどんを展示する場所を町がつくって、そこに人を呼び込むだとか、もっと町長、商工会と一丸となってっていうよりも、本当に町民が3丁目に集まる方法、あんどんだけでなくもいい、何か変わったものを本通り3丁目に、空き地を使う、空き店舗を使うこととして、何かやってほしいんですけど、町長、どうですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）具体的なプランはまだ申し上げられるようなそんな状況ではありませんけども、私としても公約の一つにとにかく、産業を創出することが重要な課題でありますので、その点を踏まえて、この3丁目ばかりじゃなくて、町なかとにかく人を呼び込めるような、そんな取組は今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○9番（上野敏夫議員）終わります。

---

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号4番、久保議員。シン・町民体育館を町の拠点にしようについて質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保元宏です。私は、シン・町民体育館を町の拠点にしようということで、町長と教育長にそれぞれ質問をしたいと思います。我々の世代、町長や私の世代が社会人になったときに、バスケットでも沼田クラブがありましたが、それ以外にもいろいろクラブが幾つかできて、その中で、全道大会や全国大会に行った記憶があります。野球部も全道大会に行った仲間がいっぱいいました。そんなことで、社会人スポーツといっても、もともと沼田町には根づいてはいたんですが、今回また体育館ということで、リアル「THE FIRST SLAM DUNK」のお二人とシン・町民体育館の議論ができることに感謝いたします。質問は5つあるんですけど、それぞれお二人に聞きたいと思います。それぞれ独立し

たお立場でございますし、特に教育委員会に関しましては、文科省のほうからここ数年、いろんな提案が出ていますので、それに寄り添ったお答えを頂戴できればなと考えております。

【久保議員 テレビモニターに資料を映す】

まずは、資料1を見てください。この本件に関しましては、過去に2019年、2021年に当時の町長、教育長とも議論させていただいておりました。その中で、それぞれ回答をここにまとめました。この中で、当初、私が2017年の12月に総務民教常任委員長としてまとめた意見書を施設のトータルマネジメントに基づいて、吉田教育長が総務民教常任委員会の報告で、中心に検討すると答弁を頂きまして、それに基づいて、当時の金平町長も公共施設管理総合計画が必要だよということで、その中の一環として、まちづくりをトータルで考える中で、必要であれば考える、必要でなければ云々するというようなことで、非常に、町全体に関わる立場として体育館が存在するんだなということを確認させていただいた次第でございます。その中で、まずは1番の質問をしたいと思うんですが、過去の回答で、体育館は公共施設管理総合計画を根拠にすると説明いただきましたが、この計画がどのようにアップデートされ、現在は完成したのか。この計画に対して、町民とどのように共有されているのか、その2点を町長に聞きたいと思っておりますし、教育長に関しましては、特に教育委員会というのは多くの施設を抱えていらっしゃいます。その多くの施設を抱えている中で、維持管理、かなり苦勞されているかもしれませんし、もしくは、やりがいのあるお仕事かもしれません。その中で、スクラップ・アンド・ビルドを含めて、まさしくそれが公共施設管理計画だと思いますので、これを町民との働きかけの中でどのように現在立ち位置にあるのかということ、まず1つ目の質問としたいと思っております。2つ目に関しましては、いよいよ沼田町第6次総合計画が今年度から後期の仕上げの時期に入りましたので、ただ、このことに関して、この2019年と2021年と比べまして、今現在、3つの点が非常に大きく変わっていると私は考えております。一つは、出生数の激減ですね。一学年の一桁の生徒数の時代がやってくるんじゃないかと。例えば、1年間にお子さんが、赤ちゃんが1人、2人、3人、4人、5人生まれる時代。我々のときには一学年に140人とか200人とかいましたが、仮に5人以下の子供さんしか生まれなくなれば、沼田町中学校の全校生徒が10人という時代が来るかもしれないなということがあると思っております。そうなってくれば、広域で北空知小学校が秩父別にやってきて、北空知中学校が北竜にあってとかいうような可能性も出てくるかもしれません。そのときに沼田町はどのような位置にいるのか。あともう一つ、一方では、健康な高齢者がとても増えています。これは我々にとっても心強いことで、80歳を過ぎてもお車に乗られたりとか、パークゴルフをされたりとか、スキー場でスキーをされる会



長のお父さんもいますし、非常に我々の世代としては、年を取ることに希望や勇気を持つようなことを先輩たちが既にそういう生活を楽しんでいらっしやいます。そして3つ目は、今、上野さんが議論していただいた商店街の空洞ですね。かなり、これも急激に変わっています。今申し上げた3つ、出生数の激減、健康な高齢者の激増、商店街の空洞、特に、この商店街の空洞の対策としては、集客力のある集客施設からシャワー効果のある交流拠点が必要ではないかというような考えを持っています。今まで、私も過去に町長、教育長と議論させていただきましたが、圧倒的にこの3つは、現在環境が変わっていると思いますので、これに基づいて、それぞれの立場でお答えを頂きたいなと思います。特に教育委員会に関しましては、文部科学省で2018年3月5日でしたっけ、人口減少の新しい地域づくりに向けた社会教育ということが答申として出ていまして、この指導要領に合わせた社会教育の在り方というのも既に文科省で議論されていますので、これは今、私が申し上げた質問と隣り合わせというか、全く同じ方向だと思いますので、その視点で教育委員会ならではの御意見を頂戴したいと思います。

【久保議員 テレビモニターに資料を映す】

次に、資料の2を見てください。これは、安心センターを中心としたエリアに対して、もし体育館を造るならばということのシミュレーションをさせていただきました。これに関しては、既に幾つかのメリットを書いておりますが、特に、今日、お二人から議論を頂戴したいところは、中学校と複合化をするのが果たしてよいのか、もしくは、複合化をするのであれば、シン・町民体育館はコンビニとか商店の移設、クラフト・ビール工場、ふるさと資料館、高齢者住宅、老人ホームなどと複合化すべきなんではないかなという提案をさせていただいております。そのことと、またさらに、近くにある、既にある安心センターやジムや商店街、料飲店、また、隣接する道営住宅が現在は空き家が多いので、ここの空き家に対して、この空間がにぎやかになることによって、公営住宅ニーズが復活することによって、町民の定住率が上がるんじゃないかという議論をさせていただきたいなと思っています。このことに関して質問ということで、まずは、あるくらすの町内会の空白を埋めるために、交流拠点や社会教育がより重要になる沼田町にとって、シン・町民体育館にどのような効果を与え、そのための立地をどう考えるかということをご提案させていただきます。あと、社会教育ということ、特に教育長とは議論させていただきたいんですが、前回、スポーツ庁が、今年から中学校の部活動の指導を学校から地域の町民などにするというのも申していますので、学校教育と社会教育のシームレスなところとしての一つの象徴として、新体育館が置かれるべきだと思いますので、これは立地に関しても、なるべく開かれた位置がよろしいのではないかと考えておりますので、その角度からの回答も頂きたいと思います。

【久保議員 テレビモニターに資料を映す】

最後、資料3を見てください。資料3は準備会の議論なんですけど、これは前回、町長と議論したときに、2021年の段階で、体育館の必要性は感じていますが、まだ議論する段階ではないですよというようなお答えを頂戴したところでしたが、沼田町第6次総合計画の後期やアンティシペーションのためにも、今こそ多くの方を巻き込んだ準備会が必要ではないかという立場で、今現在、どのような立ち位置なのかということを知りたいと思います。つまり、町民体育館を造るのであれば、この時期を最終目標年度にして、その前に設計をしなければいけないし、その箱物に魂を入れるための準備会を今年度からつくるのか来年度からつくるのか、そのことに関してどのようなお考えがするかということで、この点に関して質問を2つ準備しました。問4として、高穂スキー場、非常に活用、利用者が増えて、明るく使いやすいところですよばらしいとは思いますが、私も、議場で教育長が課長時代にちょっと苦言を申したところで、非常に失礼な発言もさせていただきましたが、コンセプトの明文化を怠ったために、交流人口や夏の活用などへの初動が鈍かったんじゃないかなというような印象を実は、私は持っております。せっかく建物を建てるのであれば、可能性を事前に準備して、それに組み込んで、スタートダッシュをかけていただきたいなという気持ちがあります。この反省を次、新しく造る箱物にどのように生かすか、まさしく、これは町長としての課題でもあると思いますので、新しい施設ができるとなるとどのようになるかと。あと、どんどん造っていくことになると、役場の職員の仕事もその都度増えていくと思います。その御苦労に関しては、先ほど、公共施設マネジメントの話にも出ましたが、教育委員会も職員だけで全てのソフトをやってよろしいのかと、学校教育、社会教育に集中するのが教育委員会のお仕事であって、運営や集客はもしかしたら別の担当がよろしいんじゃないかと、そういう議論も確かにあると思います。そういうようなことも含めまして、コンセプトの明文化をきちんと行ってから、箱物に着手するという考え方が、私はやはり真っ当ではないかと思っていますので、このことに関してお二人の考えを聞きたいと思います。最後に、まさしくこの準備会ですね、どのような構成でいつ立ち上げるのかと。沼田町にはいろんな施設がありますし、いろんな団体も既にあります。室内スポーツのアスリーの団体も、バスケットやバレーボール、バトミントン、卓球その他ありますし、N-1 i n kや北海道オール・オリンピアンズもありますし、廣瀬七海さんも沼田町から出て、レッドロケッツのスタッフとして現在も現役で活躍されています。オール・オリンピアンズの松本遙奈さんや鈴木靖さんなどと交流をすることによって、今まで沼田町が培ったスポーツの基礎体力を新しい建物に傾注するためにも、準備会の設立、そして、それをいつ行うかと、そのことに関して聞きたいと思います。じゃ、以上5つ、お願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）じゃ、私のほうから先に答弁をさせていただきます。まず1点目です、公共施設と管理総合計画について。人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造、それから、住民ニーズの変化に加えまして、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時期を迎えること、あるいは、義務的経費の増大などによる財政状況の悪化の見通しなどから、将来的な施設保有量の適正な規模を見定めて保有する、公共施設を効果的・効率的に活用して必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるように取りまとめたものがこの公共施設等管理計画であって、平成29年の3月に策定をしているところであります。令和3年には、93施設の個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設長寿命化計画を策定をした上で、この長寿命化計画を踏まえた改定を令和5年の3月、今年の3月ですね、に行っておりまして、町のホームページで公開をさせていただいているところであります。計画内では、町民体育館につきましては、定期利用団体による夜間利用が大部分を占めておりまして、建築後50年以上が経過した施設で老朽化も進んでいることから、中学校体育館を改築しての町民利用を含め、将来の複合施設化の検討を進めるというふうに行っているところであります。2つ目の御質問に関してでありますけれども、この公共施設等の管理総合計画では、人口減少により、町民1人当たりの施設の総床面積が増大をしております、全施設の更新は不可能であるというふうに認識を頂いているものというふうに考えます。具体的には、町民体育館については築後52年、それから、中学校体育館につきましては50年が経過をしております、それぞれの施設を共に改築することは、今の本町の財政規模からすると不可能と判断をしております。何よりもその実現には大規模な投資が見込まれることから、財源の確保が見込める状態とならなければ、着手はできないんだろうなというふうに私どもは考えているところであります。このような状況の下、計画については検討している、そういう状況であります。それ以下につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（三浦剛教育長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）私のほうから、2番目の今の町民体育館につきましては、生涯スポーツを目指す町民の拠点施設として、スポーツ協会、加盟団体やスポーツクラブ、少年団、スポーツ愛好者のほか、町外からの利用など、多様なニーズで御利用いただいているのが、今実際のところでございます。老朽化しております中学校の体育館との施設の複合化の方向で、利用しやすい方法を、今、先ほど町長のほうから答えましたが、財源の調査をしながら検討を進めたいというふうに考えてお

ります。次に、3番目のシン・町民体育館に、どのような効果を与え、どのような立地を考えるのかという質問に対してですが、町民体育館につきましては、今ほど申し上げましたが、主として、定期利用団体の利用となっております、少子化とスポーツ人口の減少によりましてそういう状況にございますけれども、健康や生涯スポーツの拠点施設として、一般町民が利用する機能を十分維持しながら、利用促進していくことが必要であるかというふうに考えています。また、先ほどもちょっと追加で、久保議員のほうからも質問で触れられておりましたが、部活動の地域移行の関係でございますけれども、今現在、近隣の市町と広域での部活動についても検討を進めているところでありますけれども、中学校の合同部活動の拠点校としての相互利用や、中学校本来の教育である体育活動、文化活動、生徒活動の場として交流をしていく必要も、複合施設とする場合には必要になってくるというふうに考えております。さらには、駐車場の確保や、将来的な地域指導者やクラブ化に向けたしつらえも検討していかなければなりません。久保議員のほうから、あるくらす地区に社会教育の交流拠点施設を立地すべきという御提案いただきまして、大変感謝申し上げますところでございますが、学校施設と複合的に整備をするためには、子供たちの利便性や学校側の管理上の配慮も必要でありますから、検討の際には、こういった教育関係者の意見も十分に取り入れ、また、先進地の事例も参考にしながら進めていきたいというふうに考えております。次に、4番目の質問の、スキー場のコンセプトの明文化を怠ったために、そういった反省を踏まえましての御質問でありますけれども、昨年12月にリニューアルオープンさせていただきました高穂スキー場につきましては、リフトの老朽化が当時は著しくて、早急な架け替えが必要だった中、整備費も相当な投資でありましたが、防衛省補助などの有効な財源を確保できなかったことから、スキー場としての機能維持と冬のスキー場利用者の利便性を主として検討・整備したため、夏場の有効利用や交流人口の呼び込みのためのコンセプトが明確でなかったという点につきましては、御指摘のとおり真摯に受け止めさせていただきたいというふうに思っております。体育館整備には、スキー場以上の多額の投資が見込まれますので、まずは、有効な財源がなければ整備は困難であると考えております。通常であれば、今、示されているのは文科省の補助メニューを活用することになるかと思いますが、そのほかの複合的な機能を兼ねるとすれば、その機能に関わる補助メニューも十分調査しながら総合的に判断していくとともに、施設のコンセプトを明確に発信できるよう、今後検討につなげてまいりたいというふうに考えています。最後、準備委員会の質問の関係でございますが、準備会のタイミングにつきましては、時期につきましては、現在のところ未定でありますけれども、建設年次を見据えての設立になるかと考えております。町では、ほろしん温泉等をはじめ、そのほかにも、今後多額の投資が必要な事業が待ち受けております。

現時点のお考えといたしましては、これら町の施設整備の方向性を検討しつつ、今後の整備事業の優先順位を総合的に判断した上で、体育館の整備について準備を進めるために、一般利用者やスポーツ団体、学校、有識者を含めた町民体育館の準備委員会、設立に向けた準備委員会を立ち上げて検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

○4番（久保元宏議員）スケジュールはまだ決まっていないということですか。

○教育長（三浦剛教育長）はい。今、そのところまでです。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）はい。ありがとうございます。お二人の話を聞いて、幾つかキーワードというか、思うところがありまして、やはり財源が大変だということで、確かに子供も減ったけれど、金もないよと、優先順位の問題ですよ。例えば3番目の質問で、交流拠点や社会教育云々というところの議論はさせてもらったところなんですけど、このことでお二人の話を聞いてちょっと考えたのは、例えばスキー場が、その防衛庁の予算がつかなかったというのは、なかなか厳しかったなと思います。現在、ある程度防衛予算に対しては、沼田町に理解があると思って、我々も思っていたので、訓練にも隊員さんで使っていただきますしという気持ちもありました。もし、現在の中学校の位置に体育館を造るとなれば、例えば防災の予算とか、通算省の予算とか、沼田町の場合は、ほたる館を造ったときに、安心センターを造ったときに、幾つかの補助メニューを組み合わせて、合わせ技で予算を獲得したということ、皆さんかなり大きな努力をされて、それはもう町民も役場の職員に非常に感謝申し上げているところなんですけど、現在の西町の沼田中学校のところに体育館を建てれば、どうしても文科省予算に限定されてしまうんじゃないかなというような、財源論なんですけど、そんな気がします。それがまた、むしろ安心センター、病院のすぐそばとか、鳥本先生たちがいらっしゃるところでけがしたらすぐできるよとか、住宅街の中心にあれば、すぐそこで避難もできますよとなれば、防災の補助金も実は合わせ技でできるんじゃないかと。また、道の駅という夢もありますが、道の駅がもしかなわなくても、その中にコンビニを1軒入れるとか、商店街を1軒、商店を移設した店を入れるとか、なかやまそば屋さん週末だけ復活していただくとか、そのような提案があれば、もしかしたら、旧通産省の予算のような経済産業省の予算がつくんじゃないかという気がします。それをまず、1つ聞きたいと思います。その中で、教育長と話を聞いていて、今感じたのは、スタジアム・アリーナ改革というのが国のほうでやっていて、教育長、教育課長は私以上に御存じだと思うんですけど、スタジアム・アリーナ改革というのは、スポーツの成長産業と地域の産業を一緒に合わせることによって公益性を持たせるということで、ま

さしく体育館が学校に閉じないで、生徒と地域住民の交流、一般町民が生徒たちにバレーやバスケットを教えたり、吹奏楽を教えたりとかいう交流の場として、さらに、産業的にも発展するというのがスタジアム・アリーナ構想で、北海道ではエスコフィールドが一番大きな成功事例なんですけど、それを幾つか国はここ数年にわたって、2025年までに20拠点を全国でつくるという動きが実際あります。それに合わせて、その地域版というのもいろんな省庁で計画準備されていると思いますので、やはりここは、子供たちの通学とかの問題もあると思いますが、予算の獲得と広域性も含めて、いま一度、こういう考えに関しては、お二人の考えを頂きたいなということと、あと、2つ目の質問ですが、役場内の分担ですよね。さっきもちょっとお話ししていて、あれと思ったんですけど、やはり教育委員会にしても皆さんかなり仕事を持ち過ぎのような感じがするので、ある程度、この部分に関しては、教育に関しては特化して教育委員会、集客に関しては産業創出課の方が行うとか、除雪に関しては建設課の方が行うとか、いろんなことを、一つの建物を課によって縦割りにするのではなくて、機能によって横串で割って行って、そうすれば、今ある既存の建物も効果的に生きるんじゃないかなという感じが持ちました。今、沼田町はいろんな事業を一緒にやっているんで、なかなか厳しいと思うんですけど、前回、ほたる館の議論もさせていただきましたけれど、何となく、役場の方が困ってしまったら指定管理者制度とか、地域おこし協力隊の方を利用されるという一つの手法もあると思うんですが、そこが、どこか最終的な結論にはなり切っていないというところが一般町民として感じると思います。そこら辺の横串をきちんと整理しながら、役場全体の職員たちの仕事の分担を新しい施設、新体育館を造るときには必要じゃないかなと思うんですが、いかがかということと、最後に、やはり私は準備会に関してこだわりたいと思うんですが、準備会の設立をまだ考えていないとすれば、町長から体育館はこの時期に造りたいという見通しが現在、今あるのかなのか。第6次総合計画の中では、体育館を造るというような着地点はあるのかなのか、そこに関して、まずは一つ頂きたいなと思いますし、さっきの2つ目の質問にも関わるんですが、町外と沼田町は競争力を持つべきだと思うんですよね。深川よりも魅力的な町、秩父別より魅力的な町、滝川より魅力的な町、そういった場合に、政策人材の厚みを増やすという意味からも、先ほど申した体育館の準備会のいろんなアスリートや、また町民というのは、人口が少ない分母の割には非常に層が厚いと思います。室内スポーツのプロである教育長、課長がいらっしゃるタイミングで、一回きちんと町民と膝を割ってこの議論を始める準備会が必要じゃないかと私は考えるんですが、以上3点、お答えをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）二人ともに聞くということでもいいですか。

○4番（久保元宏議員）そうですね。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それじゃ、私のほうから。財源の関係につきましては、言われるように、いろんな手法を用いて、より効果のある補助メニューを引っ張られる、そのことによって町民に還元できる、そういう状況でありますので、我々もいろんなアンテナを張りながら、教育部、文科省の予算ばかりじゃなくて、ほかの予算についてもいろいろと模索はしている点は御理解を頂きたいなというふうに思います。それから、今後の建設に向けての話と、あるいは、維持管理もひっくるめた、そういう仕事の役割分担について、この点については、言われるように、何から何までという、そういう状況だと、当然いろんな面で弊害も出てくる可能性もありますので、今後の施設の運営等々もひっくるめて、その点については十二分検討していきたいなというふうに思っています。それから、準備会と兼ねて、いわゆる体育館をどうするんだと、いつ頃の想定なんだという、そういう質問でよかったのかな。

○4番（久保元宏議員）そうです。

○町長（横山茂町長）公共施設の計画、いわゆる施設の在り方についての提案を説明をした中では、この5年以降、今の任期の令和5年度以降を対応していきたいという、そういう表現でしか発表していませんでしたので、できることなら、財源を早く確保した上で、50年もたつ、そういう建物をいつまでも維持できるのかという、そういう心配もありますので、極力早く対応できたらいいなというふうに思っております。以上です。

○教育長（三浦剛教育長）まず、財源の話ですけども、先ほど提案がありましたように、経産省、文科省、スポーツ庁に限らず、ほかの補助メニューも少し調査を広げながら、アンテナを張って検討していきたいというふうに思います。それから、2番目の役割分担の関係、今ほど町長のほうからお話がありましたので、よろしいでしょうか。あと、3番目の準備委員会につきましても、今ほど町長のほうからございましたが、早急に、そのときに、動くときに進められるように、我々といたしましては、今ほどの、やはり財源の問題が出てくるかと思っておりますので、十分にその辺の調査を含めながら、情報収集しながら進めるに当たっての準備を進めさせていただきたいと思っております。

○4番（久保元宏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）後で、補正のときにクラフト・ビール工場の議論も出てくるかもしれませんが、やはり箱物を造る根拠というのは、町民の総意だと思うんですよね。それが町長の言葉では「オール沼田」だと思うんですが、その準備が

どのタイミングできちんとするかということが大事だと思いますし、先週末も沼田町の農村公園で大きな野球の試合がございましたが、沼田町民が、安念園長も一生懸命準備、活躍されていたのも横で見えておりました。いろんな方がいろんな立場で教育行政や社会教育で頑張っているということと、その一つの象徴が私はシン・町民体育館になっていくということだと思うんですが、これ、やはり順番とっては、財源が決まってから準備委員会をつくって、そして設計の段階に入るといような発想でよろしいのかどうかということが一つと、沼田町のスポーツ、それを一つ町長に聞きたいのと、教育長から聞きたいのは、沼田町のスポーツ全体の考え方ですね。スポーツ宣言をされている町で、ほとんどの現場の方は手弁当でやっているし、それはもう皆さん自分自身のためにやっているのも、もちろんその手弁当自体が私は正しいことだと思うんですが、行政としても確かに何かができることがあるんじゃないかと思っております。今回、建築して50年を超えた建物が沼田町で2つあって、その2つの機能の議論をするときに、そのテーブルがないまま50年の日を一日一日過ごしているということに関して、お二人それぞれの立場から最後に一言ずつ頂きたいと思えます。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。順番というか財源の見通しについては、何も予測もできない状態で進めるというわけにはいかないもので、その点については、やはりある程度の見通しを立てた上で準備に入っていきたいというふうに思っています。あと、何だっけ。

○4番（久保元宏議員）計画はまだないということですね。

○町長（横山茂町長）はい。

○4番（久保元宏議員）体育館の計画は。

○町長（横山茂町長）そうです。

○4番（久保元宏議員）スケジュールが全くないと。

○町長（横山茂町長）そうです。

○4番（久保元宏議員）はい。分かりました。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）はい。この50年の間、何も準備もなくという意味合いでしょうか。

○4番（久保元宏議員）いや、スポーツ教育、スポーツと学校教育、社会教育をどのようにこれからアレンジしていったら、その先に体育館というのがあると思うんですね。その横串の準備会みたいなのが教育委員会としては主催されるのかされないのかというのをもう1回。



○教育長（三浦剛教育長）これから学校教育の中でも、今、部活動という部分は地域にということで、これも社会教育の分野にも移行しつつある分野であろうかと思えますので、学校教育、社会教育という形ではなくて、全体的な沼田町のスポーツの振興をどうしていくかという議論は全体で進めていきたいなというふうに考えておりますが、そういう人材の育成や、先ほどお話のありました、これまでのスポーツ関係の人たちの力も借りながら、意見を集結して、集約して、集結して施設の在り方というか、スポーツの在り方も含めて検討していけたらなというふうに考えております。

○4番（久保元宏議員）はい。分かりました。以上です。終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで暫時休憩いたします。再開は2時55分から再開いたします。

午後 2時44分 休憩

---

午後 2時55分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは、再開いたします。議席番号7番、長野議員。JR留萌本線廃線後の施設及び土地の利活用はについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。財政が足りないのは分かりましたが、知恵を集めましょうという質問をいたします。JR留萌本線廃線後の施設及び土地の利活用はについて質問いたします。JR留萌本線は、留萌・石狩沼田間が本年3月に廃止され、2026年3月末には、石狩沼田・深川間の廃止が決まっています。廃線後、鉄道用地や駅舎・鉄道の鉄道資産はJR北海道から町が譲渡を受けることができることになっているそうです。先日、譲渡を受けた場合の活用案について、町民への広報お知らせ版でありました。今後の参考にするというので、活用のアイデア等がある場合は、9月末までに電話、ファクス、メールまでで御連絡いただければと存じます。産業創出課次世代交通推進室とありました。ですが、それだけでは、町民の声を聞いたというなら不十分ではないでしょうか。町民との対話については、案を提示して了承を得るプロセスではなく、町民が行政と一体になってまちづくりを考えていく場とすることが重要です。もう一度言います。町民との対話については、案を提示して了承を得るプロセスではなく、町民が行政と一体になってまちづくりを考えていく場とすることが重要ではないでしょうか。廃線後の駅エリアを考えますと、町だけで全ての問題を解決できるわけではないと思います。町としての危機感を町民として共有しながら、施策の企画立案の段階から町民を参画させることにより、当事者意識を持ってもらうことが重要ではないでしょうか。

そのためには、どこまで施策として実現できるかどうかは別として、ワークショップのような形で町民、特に通学している高校生、これから通学するであろう沼田学園中学生・小学生、全員が無理であれば、生徒会の役員、児童会の役員、彼らの声を聞くことは必須だと考えます。率直に議論する場を設けるべきではないでしょうか。町長のお考えを問います。その際、他の市町村での事例も参考にしながら、鉄道がなくなったから駅舎周辺を単なる鉄道資産の展示にするにとどまらず、例えば資料1です。

【長野議員 テレビモニターに資料を映す】

これは、例えばなんですね。踏切から踏切の間、これ約800メートル弱だと思うんですけども、例えば、ここに、このキハ車両を走らせるなどの観光鉄道列車走行可能と思われまので、そんな使い方。これについては、踏切の部分の問題になったり、単線で距離が短いとかという部分だとか鉄道の管理だとか、車両の管理など、課題山積ではありますが、先進地が参考になると思います。例えば資料2、これにつきましては、車両を利用した体験運転、左上のほうは運転体験ができるディーゼル列車ということで、りくべつ鉄道ですね。ここは各コースが豊富で、鉄道祭りなんていうのもあります。また、どのような財源でどのような団体が主になってやるかという部分も、運営方法も参考になると思います。右が無料で列車に泊まれる道の駅おこっぺのルゴーサエクスプレス、おこっぺ観光協会です。3月31日に、私たちはたくさんの鉄道ファンが町を訪れたのを目の当たりにしました。鉄道ファンや旅人のネットワーク、ライダーのネットワークはすごいものだと思います。人が人を呼ぶ効果は抜群だと思います。下のほうが廃線になった駅舎に泊まれるライダーハウス、三笠市旧萱野駅、これは同じ空知です。沼田でもやれるはずですよ。それから、ここでは資料はありませんが、先日、行政区の意見・要望ですばらしい意見があったのは町長も御存じだと思います。留萌線部分廃線後の廃線再利用ということで、小型トロッコの線路上の走行ということで、岐阜県飛騨市の旧神岡鉄道の廃線利用を参照してくださいとあります。それから、これは私が調べたんですけども、トロッコ王国美深というのもここにはないんですけども、こんな資料もありまして、各地で廃線後のいろんな取組をやっていることが分かります。資料3としましては、これは、今回私が調べて分かったんですけども、JR北海道廃線跡地活用オープンイノベーションプログラムということで、JR北海道では、2021年3月に廃止になった日高線、2019年3月に廃止になった石勝線の廃線跡地の活用について、社外のアイデア・技術を取り入れるため、以下のとおりのオープンイノベーションプログラムを実施するということで募集をかけまして、こういうプログラムを活用しております。これにつきましては、この2つの路線で昨年既に締め切ったものではありますが、今後のアイデア次第でこの留萌本線も活用の可能性が大いにあるの

ではないかなというふうに思います。最初のほうに戻りますけども、これらのことを、本当に町民のいろいろなアイデアもありますし、これらの選択肢を吸い上げて、町民の皆さんに考えてもらおうと。このことが決定でもなければ、できないことはできないんだと、そういう説明があってもいいと思うんですね。ただ、さっき2回読んだところですけども、案を提示して了承を得るプロセスではなくて、町民が行政と一体になってまちづくりを考えていく、これこそが、これからの沼田町には大切ですし、町長がいつも言っている「オール沼田」のまちづくり、子供が誇りを持つまちづくりだと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えいたします。まずは、廃線後の鉄道資産の活用についてでありますけども、今年2月・3月にワークショップを開催をさせていただきました、未来トークという形で。鉄道資産の活用方策について町民からの意見を聞くために開催をしたところであります。あわせて、それ以外には、いきいき大学において御説明をして意向を確認したり、あるいは、この7月にはふるさと創造懇談会においても各地区において意見集約を図ったりという、そんな町民からの意見もアイデアを求めれば、その都度いろいろと設定をして取り組んできたつもりであります。そんな中で、先般の行政区長を通じて町民の方々にお知らせをしたのは、やはり町民の中でもそういう会合に出られない方もおられるので、いろんな形でやはり参画をしていただくというそんな思いから、アイデアの募集に係る周知をさせていただいたところであります。あくまでも、これは町民の声を聞いたというふうに、話ではなくて一つの手法として、町民の方々にペーパーを通じてそういう意見を集約をしたというふうに認識をしていただければというふうに思います。改めて、今後も様々な意見を確認するために、幅広い年代からの声を聞くという、そういう意味合いからすると、高校生などもひっくるめて、学生からの意見についても頂く必要があるというふうに思いますので、委員会を通じて相談をしていきたいというふうに思います。あと、2つ目の鉄道資産の活用方策については、いろいろと色々な意見を頂いておりますし、我々としても最終的に保存するに当たっては、当然費用がかかるわけでありますので、その点を踏まえて、どういう形がいいのか、そのことも踏まえて十二分、今後検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）はい。町長の考えというのはそういうことなんだなと思いましたけども、未来トークもたしか2回ほどやったと思うんですけども、その結果

どうだったかというのは一般町民には分からない。それから、いきいき大学、これも私もいきいき大学に出れる年齢ですから行けば分かるんでしょうが、今後行ってみようと思いますが、これもほかの方には分からない。それから、ふるさと創造懇談会につきましては2か所ほど行きましたけども、これは、あの現状を見て、町長も決して満足されているとは思わないですよ、ふるさと創造懇談会そのものです。ですから、やはり私、以前に双方向のまちづくりということで1回、2回、それから、廃線後、「オール沼田」でということで、JRがなくなったら心配な人集まれ懇談会、略してJSAなんてダジャレだったんですけども、そうやって、町はこういうふうになりました、聞いてくださいという従来のやり方を全否定するわけではありませんけども、こういう課題が今あるんだと、町民の皆さん、それが即実現することはないけども、あえて、その町民の皆さんの自由なアイデアを聞く場を持つので、どんどん言ってください。それについては話しやすいように円卓になってやって、そして、よく研修会なんかであるような形で、このグループからこんなのが出ていましたと、こんなグループからこういうのが出ていました、選択肢について、これは全然沼田には当てはまらないだとか、これ、こんな方法を使えば沼田でもっとできるんじゃないかだとかというようなアイデアを出して、それでも最終的にはこんな形になりましたでもいいと思うんです。ただ、そこに町民が行政と一緒に知恵を絞ると、これに沼田町の未来がかかっているんじゃないかなというふうに私は思うんです。ですから、私はもう一貫して双方向のまちづくりというふうに言い続けていますんで、まさに、この廃線後の施設及び土地の利活用については、先ほど申したように考えておりますし、この後、必ずやらなければならない代替交通の部分で、今日はそこには触れませんが、そこを町民と行政が本当に膝を交えて話し合っ、ただごめんない、できないでもいいじゃないですか。町民の方は、そこで我が町、それから、私のようにふるさとじゃなくても沼田町を選んだ人間、後から来た人間も我が町を愛して、そして、希望を持って生きていくんじゃないかなと思うんです。その反対は、何を言っても駄目なんだな、いや、それはちょっと町長に対して失礼ですけど、諦めを持つようなことは町長も絶対願っていることではないと思うんですけども、希望が持てるこういう町民との語らう場、懇談の場、こういうことで、これからの課題も全部解決するとは思いませんけども、本当に一体なったまちづくりにつながっていくんじゃないかなというふうに思います。町長、どうでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いずれにしても、一人でも多くの意見を集約できるような形を、やはりつくらなければいけないと思っていますので、いろいろな対応の仕方を

種々検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）それでは最後ですが、未来をつくっていく子供たち、それから、これから通学生になる子供たち、沼田に帰ってきてもらいたい子供たち、帰ってこなくても、全国に世界に羽ばたいていただきたい子供たちに、こういう考える場をつくって、町長それから職員の皆さん、子供たちの声を吸い上げることをしてくれるのかどうなのか、ここを私、最後に尋ねたいと思います。私が一番言いたいことは、町民の声を、子供たちの声を生かして、未来につなげるすばらしいまちづくりに目を向けましょうということなんです。お願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。手法は別にして、子供たちの意見についても、先ほど答弁したように、委員会を通じて調査をさせてもらおうというふうに思っています。以上です。

○7番（長野時敏議員）よろしく申し上げます。終わります。

---

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号2番、篠原議員。本人同意のないまま自衛隊への個人情報提供はやめるべきについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。2番、篠原です。私のほうから、まず2点ありますけれども、最初に、本人同意のないまま自衛隊への個人情報はやめるべきということについて質問させていただきます。自衛官等の募集事務に関しては、これまでも市町村が広報活動を行ってきていますけれども、年々応募者数が減少する状況があり、また、募集対象年齢となる住民の氏名や住所などの個人情報が、自衛隊の求めに応じて市町村から提供されるというような動きがこの間広がってきています。

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

それは、一応資料1の（1）と（2）でグラフで示していますので、その根拠となっているところですが、今年6月、御記憶の方も多と思いますけれども、北海道新聞の報道によると、空知管内24市町のうち17市町が名簿を提供を行い、残り7市町は情報を閲覧させているという報道がありました。沼田町は2019年（令和元年）から名簿を提供しているというふうにこれではなっていますが、そこでまずお聞きしたいんですけども、どのような内容をどのような方法で提供したのかということをお尋ねします。北海道新聞の報道については、資料1の（3）

の中にそれぞれの自治体への情報提供の状況が示されています。私としては、本人の同意がないまま個人情報を外部に提供するということについては、本来は個人情報保護法に違反することだというふうに考えていましたけども、今年4月、法改正によって、法令に基づく場合に該当すれば、本人同意は必要ないというふうにする個人情報保護委員会の判断なんかも示された結果、現在のような状況に至っているというふうに認識しています。しかし、一方で、住民基本台帳法では、情報の閲覧を認めているだけで、電子媒体などでの提供というのは想定していないというふうに思います。そもそも、個人情報を提供したことで自衛隊として対象者にパンフレットを発送するなどのことに活用されていますけれども、どの程度の効果があったのかということで、資料2というのがありますけども、これは下のほうに書いてありますけども、自衛官募集があることを初めて知った広告媒体は何ですかというようなことなんですけども、上位、圧倒的に多いのはホームページとか、親からまたは親戚から誘われたとか、学校で案内されたとか、そういうようなことがあって、ずっと行って、最後が自衛隊からの資料を送られてきた資料ということになっていて、1.4%ぐらいということなんです。これ、なぜ、このような状況になっているのかということを見ると、安保法制が今現在もう動き出していて、集団的自衛権の行使によって、自衛隊が海外で米軍とともに活動することが可能な時代になっています。それに合わせて、御承知のように、防衛予算も大幅に増額されようとしています。このような状況がある中ですから、自衛隊員の勧誘の強化というのは防衛力強化の中の人的補償の一環と見るのが自然なのかなというふうに思います。そんな中で、自治体が自衛隊へ情報提供することについてはどのように考えるのかというふうに、私も危惧するところがあります。このような情報提供の動きに対して、各地で批判の声も広がっています。沼田町では、新聞報道以外あまり情報がなく、一般的な認識としては個人情報提供の実態を知る町民も少ないんじゃないかなというふうに想像するんですけども、一方、札幌市をはじめ道内でも幾つかの自治体は、既にホームページで自衛隊への情報提供を行いますということを知らせていますし、提供を望まない住民に対する除外申請などの対応も用意されています。それほど個人情報の扱いというのは配慮が必要なのではないかなというふうに思うんですけども。そこで、最後の質問ですけども、沼田町が現在のような状態のまま自衛隊へ個人情報の提供を行うことは、言わば町民への背信行為とも考えられるのではないかなというふうに思うんですけども、少なくとも、本人の同意を得ずに情報提供を行うことはやめるべきではないかなというふうに考えていますが、それについて町長のお考えはいかがでしょう。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えさせていただきます。自衛隊の情報提供については、細かく言うと、自衛隊法第97条第1項で規定、定められている国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて実施をしています。本町では、自衛隊の地方協力本部からの依頼によりまして、住民基本台帳法第11条第1項に基づいて、自衛隊が自衛官及び自衛官候補生の募集事務に利用するために必要な対象者の情報を提供しています。情報提供の方法としては、過去は住民基本台帳を閲覧する方法でしたけれども、令和元年度から住民基本台帳から抽出した紙媒体で提供しています。提供後については、自衛隊の地方協力本部内での鍵のかかる書庫で保管、あるいは、期限を定めて各年度末までにシュレッダーによる裁断で破棄するというところで確認を取っているところでもあります。なお、令和2年の12月18日より、閣議決定によって紙媒体での提供が明文化されたというふうなことで周知されているかというふうに思います。御指摘の個人情報保護に関しても、個人情報の保護に関する法律第69条において個人情報の提供を制限しておりますが、法令に定めがあるときは提供することができるものを想定しており、本件については、法令に基づき、ここでは自衛隊法施行令第120条に基づいて提供するので、条例に基づく適正な情報提供であるというふうに御理解を頂ければというふうに思いますし、我々としても、その法令遵守の上で対応している業務であるというふうに認識しているところでもあります。しかし、除外申請を含めて実施をする市町村の動きもございますので、本町においても、除外申請の導入に向けた検討を今後、この後、検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。今、町長から御回答のありましたことについてですけども、法令に従ってということで、自衛隊法97条の1項と、それから同施行令の120条ということがありましたけども、これについて、私のほうも調べてきましたけれども、自衛隊法の97条1項というのが、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」ということと、施行令の120条については、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」ということで、この根拠とされている法令自体には、個人情報を提供することができるというものは明文的には示されていないわけですね。多くと言ったらちょっと個人的な判断が入るかもしれませんが、法律家の中には、これは法的根拠にはならないというふうに判断している方もいらっしゃると思います。従来の政府見解がどうだったかというのも重要だと思うんですけども、2003年の当時の石破防衛庁長官が「自衛隊の依頼に応える義務は

ない」という答弁を行っています。それから、2015年の中谷防衛大臣は「実施し得る可能な範囲で協力をお願いしている」というふうに答弁しています。これを見ても、自治体に情報提供の義務はないというふうに言えるのではないかなというふうに思っているんですけども。参考としては、新潟県で全自治体中26の自治体がこういう政府の公式見解については認識していたというアンケート調査があるんですけども、沼田町についてはどのように認識していたのかということをお聞きしたいと思うんですけども、先ほど町長が回答されたように、法に従って問題なく実施しているということなのかどうかということですけども、法的には強制されるものではないというのも公式見解としてあったということについて、まず、どうなのかなということをお聞きしたいと思います。それからもう一つ、個人情報保護法の第69条ということがありました。これが、いわゆる法によって除外されると、個人情報を提供することができるという根拠だと思んですけども、たまたま私も同じように調べてきた中で、69条の中に、利用停止の請求権という概念が入っている、ちょっと難しい法律の解釈なので、なかなか私では、知識ではそこまでいきませんから、いろいろな法律家の解釈を基にしてということなんですけれども。個人情報が法令に基づかない状態で提供されているというように判断したときには、本人はその利用停止を請求することができるという権利だそうなんですけども、今回の事案の場合は、そもそも本人が自分の情報が提供されているかどうかということを知らない中で行われているということなので、それはちょっとやめてくださいという権利行使のしようがないということで、これは、やっぱり人権侵害になるのではないかなという解釈もあるようです。最後に、町長のほうからは、除外申請の申請についても検討していくということがありましたけれども、まず法にのっとって行っているということについては、これらのいろいろな解釈も存在しているということについて、改めて町はどのように認識していたかということをお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）先ほども申したとおり、我々も法律の内容を精査しながら法令遵守の上で対応してきているというふうな認識を持っておりますので、その点を御理解を頂ければと思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）これは並行線になってしまうと思んですけども、最後になりますので、今、除外申請について検討されるという前向きな御回答もありましたけれども、これも最近のいろいろな状況を見ていると、除外申請の方法を用意してい



ても、実際にそれを行使した人がいなかったというのが最近の報道なんかでもあって、それは、私が解釈するには、皆さん提供して、情報提供に同意されていたというよりは、やはり周知がまだまだ足りなかったのではないかなというところも考えています。そんな懸念もあることから、周知期間を延長したということも自治体によってはされていたようですけれども、それで、除外申請せつかくやられる場合については、その周知について幾つかの複数の方法を使ってしっかりと町民に伝わるようにやっていただきたいということですが、それについての最後、お考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それぞれ導入されているところの自治体の手法を確認しながら、我々の町としてどういうふうに対応するか検討していきたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。じゃ、この件は終わります。

---

○議長（小峯聡議長）それでは、続いて、異常な物価高騰から町民生活を守るためにはについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）それでは、引き続き、異常な物価高騰から町民生活を守るためにはということで質問をさせていただきます。依然として、物価高騰収束が見通せないまま町民の生活を苦しめています。北海道の消費者物価指数5月分については、前年同月期で3.4%の上昇と、とりわけ生活に絶対欠かせない食料品が10%上昇しているという報告があります。資料ですけれども

【篠原議員 テレビモニターに資料を写す】

帝国データバンクの「食品主要195社」改定価格動向調査と、今年の8月に出されたものですけれども、23年の値上げ品目数、今後の予定も含んでいるようですが、3万710品目ということで、既に昨年の上昇数を超えている状況です。この帝国データバンクの調査の中での報告の中に、「バブル崩壊以降で類を見ない記録的な値上げラッシュ」というふうに表現をされています。こうした中で、北海道の最低賃金審議会が最低賃金を現在の920円から40円引き上げるという答申をしましたがけれども、到底今のこの食品においては10%も値段が上がっているという状況に追いつくものではないというふうに考えます。また一方、フリーランスや零細企業などが一番影響を受ける、そこに増税を促すような、そして、経営を脅かしていくインボイス制度が間もなく10月から本格実施されるということが迫っ

てきています。本町においても小規模事業者の影響が大きいということで心配されているという内容で、町との関係においては影響がないようにしていくというようなことも以前回答を頂いていますけれども、様々な分野でまだまだ影響が心配されるところがあると思います。そして、子育て分野において、幸いにも今年から学校給食の無償化が実現して、子育て世帯への大きな支援となっていますけれども、依然として物価高騰の影響で、いまだに生活への影響が大きなものがあるというふうに思います。現在の異常な物価高騰から町民生活を守るために、町はこれまでも様々な支援を行ってきていますけれども、この、今申し上げた記録破りの物価高騰、さらなる対策というのが、やはりどうしても必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、これに対して、今後町がどのように準備をしているのかということとをまずお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えしたいと思います。まず、前段の本年5月の北海道消費者物価指数において、ほぼ全分野において前年同月比を上回った憂慮すべき状況であるという、そんな認識の下、厚生労働省による国民生活基礎調査の結果では、やはり現在の暮らしの状況については、国民の半数が生活苦を訴えている現状であります。民間の調査会社によるアンケート結果は、約8割の方が物価高騰による収支のバランスあるいは将来の生活に不安がある、そういう回答がなされている状況でもありますし、質問にありましたけれども、賃金の、物価、いわゆる40円引き上げられたものの、実質賃金は物価上昇に追いついていない、そんな状況であるというふうに我々も認識しているところであります。日銀による今後、経済・物価情勢の展望によりますと、具体的な数字は別にしても、物価上昇は長期にわたるものと予測されておりますので、国民の暮らしの状況が厳しくなった要因は様々ありますけれども、やはり食料品などもひっくるめた物価高騰、あるいは、経済の回復に関しては迅速な対応を国に取ってもらうことが必要不可欠であろうというふうに我々も思っているところであります。町が掲げる重点施策の一つであります子育て環境の充実についても、様々な支援事業を行ってきているところでもあります。この物価高騰による子育て分野における支援、補償については、本年度は既に、国あるいは道のほうで低所得の世帯に向けた支援がある。あるいは、生活困窮世帯については、前回の第2回の定例会で、臨時特別給付金に係る補正予算の承認を頂いて対応を今、進めているところでもございますが、いずれにしても、この物価高騰については、町民の生活に大きな影響を及ぼしているものというふうに判断しますので、やはり町民の生活を守るために、町民の継続した追加支援については検討していく必要があるというふうに認識をしているところであります。先ほども説明し

ましたけれども、この物価高騰対策は、本来、国において必要な施策を早急に講じていただくこと、これが国民の生活を守ることへの条件でもありますので、これは、国に対して早急に改めて着手できるような財源のことも含めて強く要請をしてみたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。早急に物価高騰対策に取り組んでいかれるということの回答でしたけれども、具体的にどのようなメニューがあるのかということについては明言を避けられたのかなというふうに思いますが、この後、大沼議員のほうからも個別の提案があるようですので、私はあまり立ち入ったことはお聞きしないつもりですけれども、ちょっと別な視点から提案というか考えてみたいと思うんですけれども。通告書の中に入れておいたことに関係するんですけれども、今、町長からありましたけれども、最低賃金、この今の引上率では全く足りないということで、私も従来から、やっぱり最低、本当に最低と言うんだったら、まず1,000円は必要だろうと、これが本当に最低だろうなど。やっぱりちゃんと安心して暮らしているためには、1,500円ぐらいは必要なんじゃないかなというふうには思っているわけですけれども。沼田町として、この後、この勧告を受けて、町の賃金体系をまた構築していくんだらうと思うんですけれども、やはり様々な支援策というのはもちろん必要だし、それを考えていただけるということなので、それは一旦置いておいて、根本的に、やっぱり一番の基本になるのは賃金なんじゃないかなというふうに思うわけですね。私たちなんかがよく言うのは、8時間働いたら心配なく安心して暮らせる賃金が必要だというふうに言ってますけれども、本当にそういう意味でも、この最低賃金というのは全くそれには届いていないなというふうに思っています。沼田町として賃金の底上げというのか、そのような今後考え、直接それが物価高騰対策なのかということと言われるかもしれませんが、回り回って、それがやっぱり生活を支えるものにはなっていくのかなというふうに思っています。それから、商工業者の支援についても、恐らくこれから出てくるメニューの中にはまだいろいろ出てくるのかなと思うんですけれども、以前からも指摘していたインボイスのことについて、いよいよ本当に始まるということで、影響を受けるということがやはり少なからず心配になってきています。もう、ただでさえこの営業がなかなか立ち行かない、エネルギーとそれから材料費が非常に高くなっている。一方で、お客さんは減ってくるというような中で、本当に頑張っていらっしゃる業者が多いと思いますけれども、そこへ追い打ちをかけるように制度が始まるということで、これもある調査では、消費税はやっぱりもう今の状況では納めるのは非常に難しいということで、インボイスには登録しない道を選択するというふうに考えている業

者の方も、これは沼田町で調べたわけではないですけど、いらっしゃるというふうに聞いています。今後、10月に制度が始まるわけですけども、沼田町としてこの影響についても調査をしていくのか。そして、今この本当に大変な状況の中で頑張っている業者への支援が何かその中から出てくるのか、その辺もお聞きしたいなと思います。はい。以上2点。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）なんか質問にない御意見のようでしたけどね。最低賃金を上げるために行政で何するんだと言われると、それはなかなか難しい話であって、いずれにしても経済循環というか効果の高まるような、そういう行政としてできる施策は取り組んでいかなければいけないかなというふうには思っています。あと、10月以降のインボイスの導入に伴う影響の調査については、それは、少なからず商工会を通じて、それぞれの企業さんあるいは事業所さん等々をひっくるめて調査をしていただいた上で、今後何らかの対策が必要であれば、それは考えていきたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）分かりました。終わります。

---

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号8番、大沼議員。エネルギー高騰対策について質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）エネルギー高騰対策について町長にお尋ねしたいと思います。2019年12月に新型コロナが発症しました。その当時、ガソリンは148円でした。灯油が93円30銭でした。原油が1バレル59.8ドル、円は115円くらいだったかと思います。そんな中で、ウクライナ侵攻問題があったりしながら、円も原油も上がったり下がったりしているわけですけども、今回、ガソリンの小売価格が1990年の統計調査以降、最高値を更新しました。これは原油の高止まり、円安、国の補助金の縮小が原因が要因となっております。このことに対して岸田首相は、国民の切実な声に答えるとして、今年10月中をめどにガソリン単価を170円から150円程度に抑えたいというふうに発言しております。年末までのガソリン、灯油の激変緩和措置とされています。ただ、ガソリン価格については触れているんですが、灯油価格、重油価格、軽油価格には触れていません。そんな中で、値上げは、これはガソリンだけではなくて、今、篠原議員も言われましたけど、今月9月ですね、食品もみそ、しょうゆ、冷凍食品を中心に、今月また2,067品目値上げされると。エネルギー、ガソリン高いのに食品の追い打ちも

あって、これはもう家計的には、皆さん本当に困窮するのではないかと思います。ちなみに、今お話しさせていただきましたけれど、賃金の上昇と物価の上昇、追いついていなくて、結局、賃金何ぼ上がっても、またマイナスなんですね。だから、結局、サラリーの方はもう大変な思いをするんじゃないかと。ただ、サラリーの方はまだいいんだけど、年金生活している御家庭はさらに追い打ちを食らうんじゃないかと思っております。先ほど、篠原議員の質問に、今年の追加支援は町長は認識していますよということをおっしゃっていただいたので、とやかくあまり言いたくないんですが、町民の皆さんが年末年始安心して過ごすことができる施策が私も必要だと思っております。ぬまた元気応援商品券配布事業は9月の30日で終わりますから、10月、11月、12月、年末年始に対しての3か月、4か月、5か月、これが、やっぱり安心して生活できるような施策が必要でないかとは思っています。福祉灯油の支給する数量ですね、支給対象者の拡充の見直しを今回含めた中で、町民の方に対してのエネルギー高騰対策をどう町長は考えてられるのか、まずお尋ねしたいと思います。それから2番目に、トリガー条項の凍結解除ということで、私は前から求めているんですが、これはなかなか実施されないようです。同時に、エネルギー制度の抜本的な見直しが必要かと思っております。いつまでも、何かいたちごっこなのか、目の前の対処なのか分からないけれども、上がりました、上がりました、支援します、結局、国も今もコロナ対策費でお金出し過ぎて、結局、あまり支援するお金もなくなっているのが現状だと思うんですね。その辺は、頼る頼らないは別にして、エネルギー制度の抜本的な見直し、これは、やっぱり町長部局のほうからでもお話ししていくべきだとは思いますが、このエネルギー制度の抜本的な改革見直しとトリガー条項の凍結解除、これについて町長はどのように考えられているか、お尋ねしたいと思います。それから3つ目です。昨年、農業物価指数で肥料が109.5%、動力高熱126.5%と高騰して、もう経費がそれだけで78万円かかりますと。ということは、農家の収益が78万円も下がりますという試算を私は言ったわけですが、今年は、また別に、過去126年で最も暑い夏となりました。作物の高温障害が非常に懸念されています。それで、農業委員会の会長さんには、高温障害による今の田畑の環境ですね、それで作物の育成状況などから見た農業経営の収支、農業計画の見直しについてをどのように把握されているか、お尋ねしたいと思います。町長は、その辺は農業委員会の会長が言っていただければ、それに関して、高温障害への国への支援出すとか、高温障害への対策ですとか、そういったことを今まで国・町はしたことがあるかということをお尋ねしたいと思います。また、これは去年の12月、農業に対しても町長は補助政策を取ってくれましたね。それから、商業にとっても電気関係での補助政策を取ってくれたんですけど、今回、12月に向けて、農業においても商業においても、エネルギーの高

騰はやっぱり利益を削るものですから、少ない多いは別にして、商業者、農業者へのエネルギー高騰対策を町長はどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。町長の所信で結構でございます。お願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは、まず私のほうから先に回答させてもらいます。1点目の町民が年末年始を安心して過ごすことができるような支援策が必要、福祉灯油の支給する数量等々考え方。はい。とかく、その前段で先ほどもちょっとお話ししましたが、行政としても取り組む重要な課題でありますけどね。これは、やはり国がまず先に対策を早急に進めることが一番重要であるというふうに思いますので、そのことを改めて要請をしながら対策を講じていきたいというふうに思っています。具体的には、今まだ最終の詰めをしてるわけじゃありませんので、なんですけども、やはり町としても、要は支援策というものは必要であるというふうに認識をしておりますので、その上で、福祉灯油等については、従来同様のその支給対象者、あるいは、実勢単価に掛ける100リッターという、そういうことで対応して検討してまいりたいなというふうに思っているところでありますし、改めて、1つ目の年末年始の町民への支援策に関しては、何らかの対策は講じていきたいというふうに思っています。それから、2点目の回答についてですが、このことに関しては前回も御質問もありましたし、ただ、このことに関して私どもがこうするという、政府に一自治体が申したところでどういうふうになるかということ、なかなか厳しいんだろうなというふうに思いますが、根本的なエネルギー対策については、やはり化石燃料はとかく今、100年ももたないうちになくなるであろうと言われている。そんな状況からすると、再生可能エネルギー、省エネルギー対策、国エネルギーの活用については、一刻も早く、その比率を上げるその対策をやはり国に対して強く求めていきたいというふうに思っているところであります。それから、3点目の高温障害に関して国への支援要望をされているかどうかということでしたかね。このことについては、今の段階では特にしていません。状況等を加味しながら、当然、我々としても伝えなきゃいけないですし、状況が道内各地でという状況であれば、これは、やはりそれぞれ全道を挙げて、そうやって対応してもらいな、そういう対策を取っていかねばいけないのかなというふうに思います。それから、最後の4点目です。これについては、状況として、現在、元気応援商品券配布事業を実施をしているところでありますけども、商工業者においても大きな影響は出ているものというふうに思いますので、商工会を通じて、協議調整を図りながら対応策は検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）大沼さん、農業委員会の会長。

○農業委員長（中村宗寛農業委員長）まず、本年の農作物の生育状況ですが、春の融雪が早く進んだことから、一部地域では固体水などの対応を取りながらも、主要作物については、天候に恵まれ順調に推移していたところですが、8月上旬の豪雨及び盆明けの強風などによる倒伏、特にソバの落下が発生しており、品質の低下、収量の減少についてちょっと懸念しております。既に収穫の終了している小麦については、個人差はあると思いますが、全体的には収量、品質ともに例年並みと聞いておりますが、ブロッコリーなどについては、大沼議員の御質問のとおり、天候による影響と思われ、品質の低下が生じていると聞いています。水稻につきましては、本町でも先週から収穫が始まり、強風と豪雨の影響で、例年より多くの倒伏が見られ、また、連日の高温の影響による腹白、胴割れなどの心配はありますが、ファクトリーは明日の14日から受入れになります。豊穰の出来秋となることを願っております。農業委員会としての要請活動についてですが、道内の選出国會議員に対し、肥料や資材の高騰の実情に沿った支援などについて、空知農業委員会連合会また全道の農業委員会をつなぐ組織である北海道農業会議を通じて5月に要請を行っておりますが、本年の天候に対応した要請については、今後収穫となる作物もあり、各経営への影響についてその全容がまだ見えないことから、現状では行っておりません。各農業者の営農計画が大きな変更を余儀なくされるとすれば、今後の適正な農地の流動化への影響も懸念されることから、農業委員会といたしましても、空知・全道の各関係機関と連携し対応を検討したいと思っておりますが、まずは各農業経営の影響が最小限となるよう出来秋に期待をしております。

○8番（大沼恒雄議員）はい。ありがとうございます。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）会長、要請しているのは肥料の要請。

○農業委員長（中村宗寛農業委員長）そうです。

○8番（大沼恒雄議員）その要請の金額というのは、もう回答は来ているのかどうか、また、ちょっと教えてください。それで、全体的にはあまり心配はないということでしょうか。それとも、やっぱり収入減になりそうだということなんでしょうか。それ、ちょっとまた2点、お願いしますね。町長、商業、農業においても、前回町長がやっていただいたことに対しては、ものすごくありがたく思っています。ですから、また、できれば今年も何かそんなような形での補助があればいいなと思っているのは、多分農業者、商業者、思っているところではないかと思っておりますので、その検討はよろしくお願ひしたいと思っております。

【大沼議員 テレビモニターに資料を映す】

トリガー条項の凍結解除というのはなかなか町長言いづらいついていうことなんです

けれども、このガソリン税の暫定税率25.1円が安くなれば、今の180円から簡単に25円安くなるんですね、実はね。ところが、国民が望んでいるのは安くするほうなんだけれども、国はどうしても、減税するというよりも補助金を出して対処したい、そのほうが国民に対してのアピール力が強いというふうに思っているのではないかと一部報道もあります。私も国民向けには、それで政治としてはいいのかもしれないけれど、実際に生活していくのは国民の皆さんなんで、やはり政治家としてはそういう手法よりもやってもらえたほうがいいのかなって気がするんです。ただ、何か聞くと、国では1兆円、地方税としては5,000億円、このトリガー条項を解除するとダメージがくるようなのでやりづらいということも聞いてます。ただ、それは、果たしてそれがそうだから町として言えないのかって言うと、それはやっぱり、トリガー条項の解除については、約束事をもう既に破っているわけだから、先ほど自衛隊の個別関係でも法令遵守してますって言うんだから、これに関しても、やっぱり法令遵守はしてトリガー条項の解除は国、大きな声で言わなくてもいいから進めていってほしいなって私は思います。それから、再エネの関係で言えば、エネルギーの抜本的な制度の改革って言ったら、やっぱり再エネくらいしか思いつかないんですけれども、グリーントランスフォーメーションですか、今、国が打ち出している6次計画、これも全部再エネなんだけど、これは、エネルギーが足りなくなったら困る、エネルギーが高騰していったらあれって言うよりも、どうも国民向けの政策が一つも載ってないんだよね。これが全部国民向けの政策なのかというと、なんか今の化石燃料から脱却するために、それから二酸化炭素をニュートラルにするための政策でという感覚しか受けないんで、もうちょっとこれが抜本的にというか、町民のほうを向いた施策になっていただければいいように、町長はどうでしょうか、町村会とでも話ししながら、国にエネルギーの改革を進めていってほしいなって気がします。そのことを再度質問させていただきます。それから、福祉灯油、やっぱり100リッターの実勢単価の出た分しかということになるんだけれども、もう本当に灯油単価も120円を超えているようです。それで、年金生活者にしたら、もうそれ以上のお金が出ないんで、やっぱりここら辺の部分では、もうちょっと幅広く、町長、見てあげていただきたいなって気はするんです。これも先ほど町長が言ったように、国が早く対処しないから悪いんだって言えばそれまでの話なんだけれども、でも、やはり自治体が先陣切って、うちの町はこうやってやっています、だから国に補助くださいくらいの勢いで私はいいいと思うんですけれども、その3点、お願いいたします。それで、農業委員会の会長、先にお願ひします。

○議長（小峯聡議長）はい。中村会長。

○農業委員会会長（中村宗寛農業委員会会長）まず、肥料の対策ですけれども、春先に北海道のほうの対策がありまして、それは一部頂いております。それは、来年度も同



じような対策が出ると今は聞いております。国のほうは、沼田町とか各地再生協議会ごとに、今500万円当たるとような対策を用意していただいているみたいなので、それを肥料に充てるというか、肥料高騰対策として受けるという形になると。いずれにしても、それ以上に、肥料に限らず資材関係全て高騰していますので、非常に厳しい年末というか、今年の生産にはなるかとは思いますが、いずれにしても、今の収穫が終わらないと数字は見えてきませんので、皆さん、この後、取りこぼしのないよう頑張ってくださいと思います。

○8番（大沼恒雄議員）ありがとうございます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。いろいろとありましたけども、トリガー条項については、議員が思われている意向には多分同じじゃないのかなというふうに思いますので、事あるごとに、その点については、私のほうからもその話は、国会議員先生方にはお話ししたいと思っておりますけども、議員からもぜひとも要請していただければなというふうに思いますし、国にエネルギーのその利用についても国に対してはいかに進捗を図れるかどうかの体制をつくるためにも、やはり国の制度設計というものをもっと充実させるように要請はしていきたいというふうに思います。最後に、いわゆる福祉灯油というよりは、とにかく困った町民の方々を守るというか対応するためにも、個別の制度じゃなくて、いわゆる町民皆さんに対策を講じられるように検討していきたいというふうに思います。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）はい。前向きな答弁を頂いているところで町長恐縮なんですけれども、23年の6月の原油1バレル74ドル83セント、それで円安、円が1ドル140円前後だったんですね。そのままの形で推移していくと、燃料というのは1か月に2円ほどずつ上がっていくそうです。それで、今年の9月には12円高くなっているんですね。ところが、9月の12日、昨日の原油価格1バレル92ドルいっているんですよ。それで円も147円を超えているんです。一番原油にこたえるのは円安なんです。日銀の長期何とかのかんとかもあるんですけども、やっぱりそれなんです。それで、このままの調子でいくと、多分、年末までに今の灯油価格にまた10円くらい上乘せになってしまうんです。そういったことも町長、ちょっと加味しながら、国の施策、国が即急に対策するのもいいけども、今の岸田首相は、内閣の改造やら今回の今度の総選挙やらで、なんかあまり向いていないような気がするんで、国民のほうにね。支持率を上げることに躍起になるのもいいんですけども、やはり地方自治のほうに目を向けて行って、沼田の自治体はこういうことをや

ってるよ、国も負けないでやってくれというような感覚で、私は今後も町長に頑張  
っていただきたいと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。どこまで対応できるかあれですけど、前向きに考えて  
いきたいというふうに思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）よろしく申し上げます。終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで、暫時休憩いたします。再開は、4時20分再開いた  
します。議員の皆さんは全員協議会をすぐ開きますので、議員控室にお集まりくだ  
さい。

午後 4時01分 休憩

---

午後 4時25分 再開

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第8、議案第53号、深川市  
ほか4町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といた  
します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第53号、深川市ほか4町介護認定  
審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第252条の7第2項により、深川市ほか4町介護認定審査会共同設置  
規約の一部を次のように変更する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。  
提案理由を申し上げます。本件は、本年10月10日に深川市役所が新庁舎へ移転  
することに伴い、深川市ほか4町介護認定審査会の執務場所を「深川市健康福祉セ  
ンター内」から「深川市役所内」に変更するものであり、地方自治法第252条の  
7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の  
議決を経る必要があることから提案するものでございます。なお、施行日は深川市  
役所が新庁舎へ移転する令和5年10月10日としております。以上、提案理由の  
説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入  
ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第53号に

ついて採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長(小峯聡議長) 日程第9、議案第54号、北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(按田義輝保健福祉課長) 議案第54号、北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項により、北空知障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。令和5年9月13日提出。町長名でございませぬ。提案理由を申し上げます。本件は、本年10月10日に深川市役所が新庁舎移転することに伴い、北空知障がい支援区分認定審査会の執務場所を「深川市健康福祉センター内」から「深川市役所内」に変更するものであり、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございませぬ。なお、施行日につきましては深川市役所が新庁舎移転する令和5年10月10日としております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第54号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第55号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第55号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして提案理由を申し上げます。後志広域連合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要性が生じたため本案を提出するものです。なお、規約の施行日は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第55号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第56号、除雪ドーザ草刈装置購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第56号、除雪ドーザ草刈装置購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。記。1、契約の目的、除雪ドーザ草刈装置購入事業。2、契約の方法、特命随契。3契約金額、1,43

9万8,340円。4、契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店、支店長石岡弘樹。5、内容、草刈装置（HK160MD）、草刈装置用計器盤、操作盤配線・取付、夏タイヤ（ホイール付）、スノーバケット。6、納期、本契約締結通知日から令和6年3月29日まで。令和5年9月13日提出。町長名でございます。本事業の概要について御説明申し上げます。今回購入します除雪ドーザ用の草刈装置等は、令和5年6月5日開会の第5回臨時会において物品の購入契約を御承認いただきました除雪ドーザに関連する附属装置として購入するものであります。受注生産のため、納期を令和6年3月29日としておりますが、一日でも早く納入いただけるよう受注業者と協議を進めてまいります。なお、今回の契約に当たっての手続は、除雪ドーザ車両本体の購入先でありますコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店と特命による随意契約といたしました。これは、草刈装置などの附属機械を他の業者から購入した場合に、機械の互換性の問題から装置の取付に問題が生じる可能性や、取付に改造を要するなど、経済的に不利となる可能性があるため、車両本体と同一業者から購入することが有利であると判断させていただき、実施いたしました。次のページには、入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、除雪ドーザ草刈装置購入事業の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第56号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 会議時間の延長 ）

ここで、本日の会議時間は全ての議事日程が終了するまであらかじめ延長することを宣告いたします。

---

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第57号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第57号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について。令和5年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。会議資料の7の1、令和5年度沼田町一般会計補正（第3号）の2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（第3号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,494万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,905万1,000円と定める。2項、省略させていただきます。地方債の補正。第2条。地方債の追加は、第2表地方債補正による。令和5年9月13日提出。町長名でございます。10ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費158万5,000円を補正計上するものですが、1節報酬から18節負担金補助及び交付金については、来年度開拓130年を迎えることから、記念事業実施に向けた準備に係る会計年度任用職員1名を任用する経費を予算計上させていただいております。9目企画費、12節委託料、幌新地区魅力創造マイスター業務委託料19万8,000円の補正計上ですが、幌新地区の地域資源を有効活用し有機的な連携を図り、地区全体の誘客の取組を図るためのアドバイスの業務を委託することとし予算計上しております。13節使用料及び賃借料、土地借上料2万円の補正計上は、そらち自然学校において現在町有地での活動を行っておりますが、行政報告でも触れております北海道が進める北海道企業の森林づくりに沿った取組として、森林整備や木育を行う場所として町有地と隣接する民地を借用し、事業展開するものでございます。10目振興費、12節委託料、醸造施設設計地盤調査委託料303万6,000円を補正計上するものですが、現在産業おこし支援員を中心にクラフトビールの開発、普及促進を図っておりますが、新たな沼田町の特産品、地域の新たな産業を構築するため醸造棟建築に向けた調査設計費を予算計上しております。2項2目賦課徴収費、22節償還金利子及び割引料、過誤納付金及び還付加算金70万円の増額補正ですが、修正申告により住民税の還付が多額となったことから、増額計上するものでございます。11ページを開きください。3款民生費、1項3目介護支援費、27節繰出金29万8,000円の増額補正ですが、除雪費につきまして昨シーズンの実績を基に積算し、不足する費用を特別養護老人ホーム特別会計及び高齢者グループホーム特別会計に繰出しを行うものであります。4目障がい者福祉費、22節償還金利子及び割引料217万9,000円の補正計上ですが、令和4年度障が

い者福祉費に係る返還金で、各事業に伴う実績が確定したことにより返還金を計上するものであります。2項1目児童措置費、22節償還金利子及び割引料、3,000円の補正計上は、令和4年度児童手当実績が確定したことにより返還金を計上するものです。2目子育て支援費、22節償還金利子及び割引料468万8,000円の補正計上は、令和4年度の子育て支援などに係る国庫負担金等の返還金で、学童保育養育支援、一時預かり事業等の実績に基づく返還金の計上と、同じく4年度の障害児児童入所給付費の国庫負担金の返還金で、障害児入所に係る実績が確定したことにより返還金を計上するものであります。また、出産・子育て応援交付金支給事業の実績に伴い返還金を計上しております。12ページを開きください。4款衛生費、1項3目感染予防対策費、12節委託料313万2,000円を増額計上するものですが、9月下旬から始まる新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料を増額計上しております。財源は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を補正額と同額で計上してございます。5目母子保健費、17節備品購入費9万8,000円の補正計上ですが、購入から12年が経過した高精度乳児体重計に不具合が生じ、部品等もなく修繕困難なことから新たに購入するものです。財源として、国、道補助率3分の1、子ども・子育て支援交付金を計上してございます。19節扶助費、17万円の増額補正は、不妊治療費助成事業で当初予算でも計上してございますが、今回の補正につきましては、不妊治療の中でも先進医療にて医療を受ける患者の負担軽減として、治療費全額を助成するものです。財源として、北海道不妊治療費等助成事業補助金1万9,000円と、ふるさとづくり基金を繰り入れることとしてございます。8目沼田厚生クリニック運営費、18節負担金補助及び交付金5,212万3,000円の補正計上につきましては、行政報告にも記載しておりますが、指定管理に関する基本協定に基づきます令和4年度の沼田厚生クリニックの損失助成でございます。財源として過疎対策事業債を4,720万円充当することとし、不足する492万3,000円に地域医療確保安定化基金を繰り入れることとし、予算計上いたしております。また、医療機器購入助成金278万3,000円の補正計上ですが、リハビリで使用しておりますマッサージベッドと検診などで使用している聴力検査機器を購入するもので、現在の機器に不具合が生じ、購入から20年以上が経過しているため部品等の調達ができず、修繕困難なことから購入費を助成するものです。財源は、過疎対策事業債270万円を充当することとし、予算計上しております。9目暮らしの安心センター費、11節役務費、手数料2万1,000円の増額補正は、なかみちカフェ営業許可更新費用でございます。12節委託料、暮らしの安心センター改修工事实施設業務委託料99万円を補正計上するものですが、南側庇部分の補強工事が必要と判断いたしまして実施設計費を予算計上してございます。13ページを開きください。6款農林

水産業費、1項2目農業総務費、18節負担金補助及び交付金、経営継承・発展支援事業補助金300万円の補正計上ですが、将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって担い手の経営を継承し発展させる取組を支援する制度で、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取組に対し100万円を上限として国と市町村で2分の1ずつ支援する制度となっております。今年度3件の申請があり、300万円を計上しております。財源は国の負担分150万円を計上しており、国負担分につきましては一般社団法人農業会議所を経由して町に交付されることから、財源は国庫補助金ではなく諸収入として計上してございます。8款土木費、5項1目住宅管理費、10節需用費、修繕料45万円の増額補正ですが、先月17日の暴風により緑町公営住宅19号棟、小西商店手前の2階建ての屋根の一部がめくれ、修繕が必要となったことから修繕費用を計上するものです。なお、二次被害が懸念され緊急を要することから、現行予算にて対応しておりますが、今後も公営住宅の修繕を実施する可能性もあり、予算不足に陥ることが想定されることから、今回補正計上させていただいてございます。10款教育費、1項3目沼田学園推進費3万9,000円の増額補正ですが、当初予算では公設塾参加者を31名で試算しておりましたが、8月時点で41名の申し込みがあり、テキスト代が不足することから増額計上するものです。財源は、保護者負担金を補正額と同額で計上しております。4目教職員住宅管理費、10節需用費20万円を増額計上するものですが、小学校校長住宅においてディスプレイが故障し使用できないことから、交換に係る費用を予算計上してございます。財源は、教員住宅等賃貸料を補正額と同額で計上してございます。2項小学校費、1目学校管理費、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、財源を組み替えておりますが、感染対策費用に係る補助金を計上してございます。14ページをお開きください、5項3目体育施設費、12節委託料、除雪委託料19万4,000円を増額計上するものですが、昨シーズンの実績を基に積算し不足する額を計上するものでございます。11款公債費、1項1目元金、財源振り替えをするものですが、公営住宅使用料を長期債元金に充当しておりますが、8款土木費で御説明した公営住宅屋根修繕の財源とし振り替えするものでございます。12款諸支出金、1項3目減債基金費、24節積立金1,888万円の増額補正ですが、厚生クリニック損失助成金の財源として過疎対策債を借り入れし、充当することとし提案してございますが、償還の際の交付税参入率を6割と見込み、残りの4割に当たる1,888万円を減債基金に積み立て、元金償還の際の財源とするものでございます。13款職員費、1項1目職員費、財源振り替えするものですが、教員住宅等賃貸料を職員費に充当しておりましたが、小学校校長住宅修繕費用の財源とし振り替えするものです。14款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費、18節負担金補助及び



交付金、沼田町農地農業用施設小規模災害復旧事業支援補助金15万4,000円の補正計上するものですが、8月6日の大雨による農業用施設被害2件に対し補助金を交付するものでございます。8ページへお戻りください。歳入です。12款地方交付税、1項地方交付税3,185万6,000円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源など充当してもなお不足する額について、地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金316万4,000円の増額補正は、歳出4款衛生費で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に関わる費用と、備品購入に係る国庫負担金を計上しております。5目教育費国庫補助金30万円の補正計上は、歳出10款教育費で御説明いたしました感染対策に係る費用の国庫補助金を小中学校ともに計上してございます。17款道支出金、2項3目衛生費道補助金5万1,000円の補正計上は、歳出4款衛生費で御説明した備品購入、不妊治療に係る道補助金の計上です。20款繰入金、1項3目ふるさとづくり基金繰入金320万8,000円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました各事業財源として繰入れを行うものでございます。16目地域医療確保安定化基金繰入金492万3,000円の補正計上につきましては、歳出4款衛生費で御説明申し上げました沼田厚生クリニック損失助成金に、過疎債を充当してもなお不足する助成金の財源として補正計上してございます。22款諸支出金、4項5目雑入、14節雑入、経営継承・発展支援事業補助金150万円の補正計上ですが、歳出6款農林水産業費で御説明いたしました経営継承・発展支援事業補助金の財源として補正計上するものです。公設塾みらい負担金は、保護者負担金を増額計上してございます。23款町債、1項1目衛生債、1節保健衛生債4,720万円の補正計上ですが、4款衛生費で御説明申し上げました沼田厚生クリニック損失助成金と医療機器購入に過疎対策事業債を充当することとし、補正計上させていただいております。4ページへお戻りください。第2表、地方債補正追加でございます。起債の目的、沼田厚生クリニック損失助成、限度額4,720万円、沼田厚生クリニック医療機器整備事業、限度額270万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。10ページのその特産品ですか、クラフトビールですね。これ地質調査ということで予算が出ているんですけど、沼田町では沼田町の土地がいろんなどこにあるということで、この沼田の駅とその横の間ということになっているようなんですけど、ほかの候補地はなかったのか、なぜそこ

にクラフトビール工場の地質調査をそこに決めたのか。例えば、ビール工場を造るという考えがあるのであれば、いろんな将来にわたってそこに直売所を造るだとか、いろんな青写真を描いた中でそこに決まったのか、その辺の経緯をお知らせいただきたいのと、地質地盤調査、これは75万円の予算なんだけど、内容を恐らく平屋建てだと思うんだけど、そのボーリングをするのか、一般住宅みたく鉄の棒みたいなもんで何メートルか地質を調べるのか、その地質の調査の内容もちょっとお知らせください。その2つお願いします。

○議長（小峯聡議長）産業創出課長。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）私のほうから答弁させていただきます。今ほどJR横のコアタウンの横にある町有地、ここをなぜ選んだかという話なんですけども、当初こちらJRの駅が3年後になくなるということで、駅の活用ということも考えたんですけども、実際に今まだ駅の駅舎というのは実際に動いております、これで駅の庁舎を例えば改装してビール工場にするというのは、ちょっとハードルが高くてなかなか難しいということがあります。これもJRに確認したんですけども、そういった中で今もし3年後なくなったとしても、あそこは町の顔として重要な部分だと思いますので、そういったことでその近くということで考えて、まず一番近い町有地があそこだったということ。また、あそこは町のほぼ中心でありますので、酒屋さんも近いということ、とむとむ広場も近いですし、イベントなんかにもすぐ近い場所にありますから、非常に人が集まるという点では、あそこ人によくまあ工場見てもらえるという場所でもあるかなというふうに思いました。また、将来的にJR駅舎、これはまだ決まったことではありませんけども、例えば駅舎利用なんかを考える場合、その一つの要素として例えばあそこに販売所を設けるとか、そういったことも考えた場合には、すぐ隣の隣接した土地になりますので、そういった点でもあそこは有効かなというふうに考えています。あの建物なんですけども、そんながちりしたといいますか、簡易的なものという言い方はあれですけども、何千万も何億もかかるようなそういった建物は想定をしております。ですから、地質調査もしますけども、そんな大々的なものではなくて、どういう形というのはまだ具体的なものはないですけども、いずれにしても何億もかけて施設をつくるという想定はしておりますので、そういった意味でも70万という数字を建設課のほうにはじき出してもらって、これでやるということで今計画をしているところです。私からは以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）地質調査70万、それはどのようにやるかということは恐らく決まっているはずなんですよ。ボーリングでやるのか、一般住宅みたいな地質でやるのか、その辺の確認ぐらいは分かっているとお金のはじき出されたと思うん

ですよ。それと、その将来に向けて沼田の駅の横がいろんな面に便利がいいっていう話があるんですけど、そこに建ててしまっていて、いろんなこの沼田の将来の構造、先ほど言ったその産直でみたいなもんだとか、そういういろんな青写真を描きながらやらないと、そこに建ててしまっていて後のその何か公営住宅なんかで何かあったときに影響を心配、青写真をきちっとした中で建てるということでやっていると思うんだけどね、候補地はほかに一切考えてなかったんですか、その辺を2つまたお願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）候補地というよりは町有地ですね、町有地の活用について先ほど課長のほうからも話しましたが、やはり町の顔として機能を、あそこの駅前については非常に今後のまちづくりにおいても重要な地域であろうというふうに認識をしているところでありますので、ほかの候補地を想定したのかというと、それについては想定していません。いずれにしても小さく育てて、大きく軌道に乗せていければ、当然その物販施設なり関連するような施設についても、今後併せて検討していかなきゃいけないと思いますけども、まずは町民の皆さんにも参画を頂いて、ここまでのいろいろと調査、あるいは市場調査等をひっくるめて対応していただいたものを、何とか若い人方の意向も踏まえて挑戦をするというそういう意味合いの下、御理解を頂ければなというふうに思います。（「関連」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ちょっと待って。調査の方法については。はい、総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）ボーリングの関係でございませけれども、通常のボーリング調査で4本、1本15メートルで4か所見てございます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○9番（上野敏夫議員）いいです。

○議長（小峯聡議長）ほかに。

○4番（久保元宏議員）関連。

○議長（小峯聡議長）久保議員。

○4番（久保元宏議員）今の関連なんですけど、今回予算で上がってきているのが調査費ということで、一番調査費ということで上がってきているんですけど、実はこのクラフトビール工場の場所の決定に関しては、沼田町議会は今日初めて課長から説明聞きました。本来であれば、場所の設定の議論を我々議員が参加するか、もしくは町民と一緒に議論してから、その後に調査、ボーリングする、しないという順番であるべきなんですけど、これ本来であればそのところにコンセプトや振興策などを整合性を持ってここにしましたよと。確かに、今小玉課長のおっしゃったことは、もったもんだということが多いんですけど、手法が逆ではないか、順番が逆ではない

かと感じましたが、いかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）意向として説明ができていなかったというのは、私の立場からもおわびを申し上げる次第であります。本来であれば、意向についてはいろいろな方々に聞いた上で進めていくというのがセオリーであろうというふうに思いますんでね。ただ、この関係に関しては、それぞれ沼田のビールのマーケティングを行う上で、町民の方々にも参画を頂いたり、研修会を開催したり、そういう部分での意向についてはいろいろと確認を取ってきたつもりでありましたけれども、結果として御説明ができていなかったという点については、お詫びを申し上げます。

○議長（小峯聡議長）はい。久保委員。

○4番（久保元宏議員）課長が今仮説とまでは言いませんけれど、建物に関して割と簡単な感じとおっしゃっていたんですけど、今日の一般質問の議論でもそうだったんですけど、その財源のある事業に関しては町民説明があまりにも薄いようなイメージがあります。財源のないものに対しては、もちろんつくれないんですけど、財源が決まったものに関してはスピード感なのかもしれませんが、今回もやはり町民説明があってこそそのオール沼田だと思います。今後どのようなタイミングでやっていくのか、この事業に関して町民の巻き込みの手法について再度伺いたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いずれにしても、昨年度からクラフトクラブなりのそういう組織も立ち上げて、町民の男性の方、女性の方にも参画を頂いて議論をしてきたところでもありますので、その点を踏まえて継続してそのクラブを主としながらも、当然今ほどあったように議会のほうにもその御意向を確認し、意見を聞いた上で今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい。ほかに、長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。地盤調査ということなんですが、それが通ればそれなりのビール工場を造りますよね。そのときの全体像が全く見えなくて、それについてどれぐらいの予算がかかるかという説明も含めて、ないまま動き出したという印象です。久保議員とちょっと重なっている部分もあるんですけど、はい、どれぐらいのことを今考えているのか、いないのか、お願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）私のほうからですけども、まず規模的には醸造的には1万5,000リッターと話先ほどさせていただいたんですけども、これをつくれる規模ということで、21坪ほどの施設で、先ほど金額は言いませんでしたけども、これあくまでも大まかなというか今段階ですけども、大体5,00

0万程度を想定した形で造るということで考えておりますが、実際に造るときにこれはさらに詰めて、正確な数字はまた皆様に事前にお知らせしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。ほかに、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）これ以外でいいですか。

○議長（小峯聡議長）はい。

○1番（畑地誉議員）すいません。暮らしの安心センターの庇ですか、その部分でちょっと質問があるんですけど、先ほど全協の中でも2018年からの定点観測ですか、計測した値が表としてまとめられていたと思うんですけども、その中で2018年から2023年までその数値が載っていきまして、多分1年、スタートしたのがちょっと僕は自信ないんですけど、2017年の秋からスタートだとしたら、その後何か不具合があって、それから観測をし始めたというような、そんな勝手な解釈をしてしまうんですけども、2018年からこのようにデータを取っている理由、それとデータの取る日付が非常にばらばらな気がするんですよ。例えば2月に非常に雪が重たくなってきた時期に取っているのか、夏の例えば雪がない時期に取っているのか、日付を見るとかなりバラつきがあって、これが本当にデータとして望ましいのかどうかというのも、ちょっと疑問なんですけれども、その辺の詳細が分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）お手元に御提供させていただきましたデータ資料につきましては、それぞれ設計施工会社のほうで収集をしたデータでございます。今回お配りしているものは、あくまでも大庇の部分についてということで、これを開始した時期については、もともとの1年点検、2年点検のその定期的なものと、あと実際に建設ができてたしか平成29年の12月だと思いますが、木張りのひび等が発生をしたことがありましたので、それに合わせて若干まめに測定をするようなパターンがあったかと思えます。ちょうど令和3年度に再び木張りのひび割れがあったときについては、この大庇の部分については大きな状態が見えなかったということで、恐らく測定のタイミングも抜けているかと思えますが、そのような感じではここについては場所を選んで、時期を選んで測定をしております。ですので、特段こちらのほうでこの時期にというような指示をちょっとしてはいなかったもので、また向こうから、先方からこちらの方に出向いて測定をするというようなタイミングもありまして、このような形になっているということで御理解を頂ければと思い

ます。以上です。

○議長（小峯聡議長）畑地議員。

○1番（畑地誉議員）多分業者の都合で測定日を決めているようなちょっと印象があるんですけども、これは積雪のときにやっぱり問題があるとすれば、雪が降っていないとき、それと雪が積もっているとき、最低でもその時期をある程度決めて測定したデータを基に、こういうところがちょっと差があるんだらうなというような、そんなデータの取り方なら分かるんですけども、ちょっとこればらばらな数字を見せられて、しかも初年目というんですかね、18年の12月ったら初年目なんでしょうかね。その時期はばらつきがあると。建てて1年目だから、落ち着くまで時間がかかるのかもしれませんが、そういったことが最初からデータとして出ていたということの解釈でよろしいんですか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）初年目のことについては、恐らく雪の量も影響がしているかなと思います。実際、この夏場にデータを取っているところについては、基本的にこのデータについては、その積雪のことを中心に取っていたものではなくて、あくまでも1年点検、2年点検のための基礎データとしての収集の部分がここにあります。ですので、このような形でデータ収集されたことは御理解頂きたいと思いますが、若干の冬データを取っているところ、ここに関しては、先ほど来からお話しをしているそういうひび割れ等の事案が発生した場合に、こちらのほうに向向いていただいて取ったというのが状況かというふうに理解をしております。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）ちょっと私の勝手な解釈かもしれませんが、2021年ですか、令和3年10月に補強工事されていますよね。建物って多分全体のバランスってあると思うんですよ。だから、1か所補強したら多分ほかが弱くなるっていうことも想定されるんじゃないかなと思うんですよ。私は補強工事で強くなった部分は当然あるんですけども、そこのしわ寄せが何かこの大ひさしに被ったような、そういった業者の見解というのはなかったんでしょうか。補強工事によってね、ここは補強しましたと、令和3年ね。ただ、令和3年に補強してからこのデータを見る限りでは、またばらつきが出てきたということであれば、その補強工事によってやっぱり強くした部分、そこによって弱くなった部分がこれ出てきたというような見解はないんでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）令和3年度の工事で、この大庇への影響があったという話はありませんでした。

- 1番（畑地誉議員）なかった。
- 建設課長（瀧本周三建設課長）一切ないです。
- 1番（畑地誉議員）はい、分かりました。
- 議長（小峯聡議長）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい。大沼議員。
- 8番（大沼恒雄議員）ふるさと納税についてお尋ねしたいんですが、10月からルール変更がされるようなんですけれど、当町においてそのふるさと納税の何かの影響があるかどうかというのを聞きたいのが1点。それから、石垣根室市長が、ホタテを全道のふるさとの返礼品として使いたいという趣旨の発言があったんですが、これについて町長どのように思われているのかお尋ねしたい。（「これふるさと納税の補正って何か上がっている」の声あり）
- 議長（小峯聡議長）補正は上がってないけど、どういう。
- 8番（大沼恒雄議員）それだったら聞かなくていい。
- 議長（小峯聡議長）ああ、いいですか。
- 8番（大沼恒雄議員）動議。
- 議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。
- 8番（大沼恒雄議員）動議を提出します。今のふるさと納税の関係について、ふるさと納税のルールが変更された件についてと、石垣根室市長がホタテを全道のふるさと納税の返戻品として活用することを鈴木知事に提言したことについて、町長はどのように考えているか聞きたいと思いますので、動議を提出いたします。
- 議長（小峯聡議長）今の動議に関して賛成する議員はいらっしゃいますか。  
（賛成者挙手）
- 議長（小峯聡議長）2人、では、今の動議を取り上げます。町長の考えまたは総務財政課長でもいいですけれども。はい、総務財政課長。
- 総務財政課長（村中博隆総務財政課長）それでは、ふるさと納税の10月1日からルールが変更されるというようなことの話でございますけれども、沼田町の場合、例えばワンストップ納税とかとって業者に委託をして事務を執り行っているという、例えば何百億という大きな寄附金を頂いているような市町村では、委託業務を行っているような状況でございます。本町の場合につきましては、全て職員のほうでやっておりますので、委託業務というのが一切発生しておりませんので、そういった部分で経費を削減するだとかというようなことはございません。今の10月1日からの変更ルールに関しては、特に問題はないかと考えております。
- 8番（大沼恒雄議員）影響を受けないちゅうことね。
- 総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。
- 8番（大沼恒雄議員）はい、ありがとうございました。
- 議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）もう一点の件ですね。正直具体的にどういうふうに各自治体に返礼品として使えるという指示も来ていないので、今ここで速答はできかねますが、仮に我が町でも取扱いをした場合、ふるさと納税の返礼品に合致しますというのであれば、それは当然協力をしてあげるべきかなというふうに思いますので、その点は検討していきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。一般会計補正予算について、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第57号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第13、議案第58号、令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）議案第58号、令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。別冊、令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の2ページをお開き願います。令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。令和5年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,446万3,000円と定める。2項については省略いたします。令和5年9月13日提出。町長名でございます。それでは、今回の補正内容の主な内容について御説明いたします。令和5年今シーズンにおける除雪委託料について、



昨シーズンの実績を基に再計算し、不足額を計上した内容となります。7ページ、歳出をお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料です。19万2,000円の増額につきましては、当園周辺に係る除雪について、昨シーズンの実績を基に再計算し、計上するものでございます。続きまして、6ページ、歳入をお開き願います。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金19万2,000円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました委託料を財源とするものでございます。以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第58号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第59号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）議案第59号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。別冊、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）の2ページをお開き願います。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）。令和5年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,471万3,000円と定める。2項については省略いたします。令和5年9月13日提出。町長名でございます。それでは、今回の補

正内容の主な内容について

(「説明省略」の声あり)

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第59号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第60号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第60号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年9月13日提出。町長名でございます。配付データの10-1、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）の3ページを御覧ください。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）。第1条、令和5年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、予算第2条第4号を次のように改める。(4) 主要な建設改良事業費7,765万7,000円。収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。款、項、科目での増減はございませんので、朗読は省略いたします。お目通しをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧中「728万1,000円」を「1,116万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入では1,090万円を減額し、7,100万円とするものでございます。また、支出、第1款、資本的支出では、701万8,000円を減額し、8,216万3,000円とするものでございます。以下、収入、支出それぞれお目通しをお願いいたします。企業債、第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目

的、排水設備改良工事の限度額8,190万円を7,100万円に改めるものでございます。令和5年9月13日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、収益的収入及び支出におきましては、水道監視システムの通信形態の一部がADSL回線から光回線に変更したことに伴う電話料、通信料でございますが増加するため、その経費を水道メーター交換資材の執行残から振り替えるものであります。また、資本的収入及び支出では、当初予定をしておりました町道梅の沢線配水管改修工事におきましては、自賄いによる設計で工事を予定しておりましたが、河川占用箇所が2か所あり、占用申請等の手続のためには詳細な設計が必要であることから、令和5年度においては工事の着工を見送ることとし、工事に係る財源、工事費の減額と併せて実施設計を行うための経費を計上させていただくことが主な内容でございます。8ページを御覧ください。上段の収益的支出から説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費におきましては、材料費として今年度更新を行った量水器購入費の執行残の一部20万円を減額し、通信運搬費に振り替え、水道監視システムの通信形態の一部をADSL回線から光回線に変更したことに伴う通信料を増額するものでございます。下段の資本的支出について説明させていただきます。資本的支出、1款資本的支出、1項1目配水設備改良費701万8,000円の減額は、当初予定をしておりました町道梅の沢線配水管改修工事においては、先ほどの説明と同様になりますが、自賄いによる設計で工事を予定しておりましたが、河川占用箇所が2か所あり、占用申請等の手続には推進工のための詳細な設計が必要であることから、工事の着工を見送ることとし、工事請負費を1,096万7,000円減額し、町道梅の沢線配水管調査設計業務委託に係る経費として委託料を394万9,000円増額するものでございます。中段の資本的収入について説明させていただきます。資本的収入、1款資本的収入、2項1目企業債1,090万円の減額は、下段の支出で御説明させていただきました町道梅の沢線に関連する工事に伴う財源を減額するものでございます。なお、資本的収入及び資本的支出額に対して生じる不足額は、過年度分の損益勘定留保資金等で補填させていただいておりますことを申し添えます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第60号に

ついて採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 人 事 案 件 )

○議長(小峯聡議長) 日程第16、同意第16号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(横山茂町長) 同意第16号、教育委員会委員の任命について提案をさせていただきます。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては、今年9月30日で教育委員、松尾敦史氏の任期が満了となることから、次の方を選任いたしたく御提案をさせていただきます。提案する方につきましては、住所が沼田町北1条3丁目1番12号、生年月日は昭和50年4月28日生まれ48歳です。氏名は松尾敦史氏を御提案申し上げます。松尾敦史氏は現教育委員であり、令和元年7月から委員を歴任頂き、教育委員として最も適任者と認め、本日ここに再任として御提案を申し上げますので、御同意を承りたく御提案申し上げます。令和5年9月13日提出。沼田町長横山茂。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、本件の質疑、討論は省略することに決定しました。同意第16号について採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、同意第16号は同意することに決定しました。

---

### ( 人 事 案 件 )

○議長(小峯聡議長) 日程第17、同意第17号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(横山茂町長) 同意第17号、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、現康平委員会委員であります須網一弘氏の任期が令和5年9月

30日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。選任同意を求める新たな方は、住所が沼田町字沼田107番地195、氏名が栗中一弘氏、生年月日は昭和32年1月20日生まれ、66歳であります。略歴につきましては、沼田高等学校を昭和50年に卒業され、大学進学後、長年沼田町役場職員として奉職され、平成27年6月より4年間副町長として御活躍され、また同年9月より株式会社まちづくり沼田取締役、令和元年6月より令和4年5月末まで執行役員として勤続されるなど、様々な御経験を有され町民の信頼も厚く、識見、人格ともにまさに適任者であることから、本日ここに御提案申し上げますので、御同意承りますようお願い申し上げます。令和5年9月13日提出。沼田町長横山茂。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件の質疑、討論は省略することに決定しました。同意第17号について採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、同意第17号は同意することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午後 5時28分 休憩

---

午後 5時29分 再開

#### （ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。事務局より陳情2件、請願1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情について、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について、請願第1号、国立病院の機能強化を求める意見書提出を求める請願について、以上3件を日程に追加することに決定しました。

---

#### （ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第18、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。陳情第3号について採決いたします。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定しました。

---

#### （ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第19、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。陳情第4号について採決いたします。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

---

#### （ 請願の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第20、請願第1号、国立病院の機能強化を求める意見

書提出を求める請願についてを議題といたします。お諮りいたします。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決定しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。採決は挙手によって行います。お諮りいたします。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(小峯聡議長) 挙手4名であります。よって、請願第1号は不採択することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後 5時33分 休憩

---

午後 5時34分 再開

#### ( 議事日程の追加 )

○議長(小峯聡議長) それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択された陳情及び請願に伴う意見案が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、意見案第3号及び意見案第4号を日程に追加することに決定しました。

---

#### ( 意見書案の審議 )

○議長(小峯聡議長) 日程第21、意見案第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、

討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。意見案第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、意見案第3号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

---

### ( 意見書案の審議 )

○議長(小峯聡議長) 日程第22、意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。意見案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、意見案第4号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

---

### ( 閉 会 宣 言 )

○議長(小峯聡議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和5年第3回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 5時36分 閉会



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 篠原 暁

署名議員 鶴野 範之